

予算特別委員会（第１日）会議録

開催日時 令和７年３月１１日（火）午前１０時００分～午後５時３分

会 場 高浜市議場

１．出席者

１番 橋本 友樹、 ２番 荒川 義孝、 ５番 野々山 啓、
６番 今原ゆかり、 ８番 岡田 公作、
９番 長谷川広昌、 １０番 北川 広人、 １１番 鈴木 勝彦、
１２番 柴口 征寛、 １３番 倉田 利奈、 １４番 黒川 美克
オブザーバー
議長（４番）杉浦 康憲

２．欠席者

７番 福岡 里香

３．傍聴者

一般３名

４．説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策ＧＬ、秘書人事ＧＬ、ＩＣＴ推進ＧＬ、ＩＣＴ推進Ｇ主幹、
総務部長、財務ＧＬ、
市民部長、市民窓口ＧＬ、経済環境ＧＬ、税務ＧＬ、
福祉部長、地域福祉兼共生推進ＧＬ、地域福祉Ｇ主幹、健康推進ＧＬ、
健康推進Ｇ主幹、介護障がいＧＬ、福祉まるごと相談ＧＬ、
こども未来部長、こども育成ＧＬ、文化スポーツＧＬ、
都市政策部長、土木ＧＬ、都市計画ＧＬ、防災防犯ＧＬ、

学校経営 G L、学校経営 G 主幹、
会計管理者、
監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 3 名

6. 付託案件

議案第 26 号 令和 7 年度高浜市一般会計予算

議案第 27 号 令和 7 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 28 号 令和 7 年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第 29 号 令和 7 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第 30 号 令和 7 年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第 31 号 令和 7 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 32 号 令和 7 年度高浜市水道事業会計予算

議案第 33 号 令和 7 年度高浜市下水道事業会計予算

7. 会議経過

説（事務局長） 本日は、去る 3 月 5 日の本会議にて予算特別委員会に付託されました議案第 26 号から議案第 33 号までの 8 議案につきまして審査をしていただくことになっております。

つきましては、高浜市議会委員会条例第 10 条の規定により、黒川美克委員に臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長挨拶

臨時委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により、傍聴を許可しましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は 11 名であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより予算特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

《委員長選出》

臨時委員長 これより委員長の選出を行います。

お諮りいたします。

選出の方法は、投票による方法と指名推選による方法がありますが、いずれの方法によって選出したらよろしいでしょうか。

意（13） 投票をお願いします。

臨時委員長 それでは、投票の方法によることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、選出の方法は、投票による方法に決定いたしました。

ただいまの出席委員数は 11 人であります。

（投票用紙配付、投票箱確認）

臨時委員長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に委員長とする委員の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、もし得票数が同数の場合は、抽選によって決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議なしと認めます。それでは、御記入願います。

(投票用紙記入)

臨時委員長 点呼を命じます。

(投票、投票漏れ確認、投票終了)

臨時委員長 開票を行います。

(開票)

臨時委員長 それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。これは先ほどの出席委員数に符合いたしております。そのうち、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。有効投票中、荒川義孝委員 9 票、倉田利奈委員 1 票、黒川美克 1 票。以上のとおりであります。

よって、荒川義孝委員が委員長に選出されました。委員長に選出されました荒川義孝委員に就任の御挨拶をお願いします。

委員長就任挨拶

《副委員長選出》

委員長 それでは、副委員長の選出を行います。

お諮りいたします。

選出の方法は、投票による方法と指名推選による方法、いずれの方法によって選出したらよろしいでしょうか。

意 (11) 指名推選でお願いいたします。

委員長 ただいま指名推選との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。

指名推選と発言された委員にどなたか指名をお願いいたします。

意 (11) 今原ゆかり委員にお願いしたいと思います。

委員長 ただいま副委員長に今原ゆかり委員との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。

よって、今原ゆかり委員が副委員長に選出されました。

ただいま副委員長に選出されました今原ゆかり委員に就任の挨拶を自席でお願いします。

副委員長挨拶

委員長 それでは、本日と明日、12日の2日間の日程を副委員長と協議をしたく、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時20分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程につきまして、ただいま副委員長と協議をしました結果、本日、第1日目は初めに当局より補足説明があれば説明を受け、その後一般会計の質疑を行い、第2日目の12日は、特別会計と企業会計の質疑及び付託議案に対する採決となりますので、よろしくお願いします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については副委員長の今原ゆかり委員を指名いたします。

それでは、ただいまより一般会計、5特別会計及び2企業会計についての質疑を行います。

質疑に当たりまして、一般会計は、初めに全体にわたる質疑を行い、その後、歳入、歳出ともに款ごとに行ってまいります。

なお、債務負担行為及び地方債については、歳入、歳出、それぞれのところで質疑をお願いしますが、債務負担行為の「高浜市土地開発公社による公共用地先行取得に要する経費」については、全体質疑の中で質疑をお願いします。

特別会計及び企業会計につきましては議案ごとに、特別会計にあたっては、歳入、歳出一括にて、企業会計にあたっては、収入、支出一括にて質疑を行います。

なお、委員会の円滑なる運営のため、質疑については2問から3問程度にまとめて行っていただくとともに、数字のみを確認する質疑、軽微な内容の確認、要望、及び、他の委員の質疑との重複、並びに一般質問において質問された内容との重複はさけ、発言は議題の範囲を超えないよう簡潔明瞭をお願いいたします。

各款の締切を宣言後は質疑は受けません。他の委員の質疑、及び、当局の答弁を聞くことも質疑の一環であることを十分に御理解いただきますようお願いいたします。高浜市議会会議規則第54条の反問権についてであります。会議の出席者は議員の質問及び質疑の内容を確認する場合に限り、委員長の許可を得て議員に対して反問することができます。反問権は、質疑の趣旨、内容、背景、根拠、考え方などを確認し、円滑に答弁を行うためのものです。委員は反問対し的確にお答えいただいた上で当局の答弁へとつなげてください。お答えいただかないことにより審議が深まることなく、進行いたしませんので高浜市議会委員会条例第11条、委員長の議事整理権に基づき、その質疑を打ち切らせていただく場合もありますので御了承ください。

また、当局におかれましても簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

質疑に当たっては、予算書等のページ数、款・項・目・節等を示し、御発言いただきますよう、お願いいたします。

なお、発言時のマイク操作につきましては事務局でスイッチの切り替えを行います。

質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計及び企業会計の質疑終了後に許可することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

また、休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合がありますので御了承ください。

それでは、議案第 26 号から議案第 33 号までについて、当局より補足することがあれば補足説明を願います。

説（総務部） 議案第 26 号、令和 7 年度一般会計予算につきまして、委員の皆様へは 2 月 26 日付で予算書及び予算説明書の正誤表を配付をさせていただきました。正誤表の内容といたしましては 3 点ございまして、1 点目は、予算説明書の 262 ページ、債務負担行為に係る調書になりますが、高浜市やきものの里かわら美術館・図書館指定管理料の前年度末までの支出（見込額）につきまして、3 億 6,908 万 8,000 円と誤った額での表記となっておりましたので、正しい額でございます 3 億 6,133 万 9,000 円に訂正をさせていただくものでございます。

2 点目は、同じく債務負担行為に係る調書になりますが、269 ページをお願いいたします。こちらの女性文化センター及び春日庵指定管理料の令和 7 年度以後の支出予定額に係る財源内訳につきまして、一般財源 5,286 万 2,000 円と誤った表記となっておりましたので、正しい表記でございます、その他特定財源 21 万 6,000 円、一般財源 5,264 万 6,000 円に訂正をさせていただくものでございます。

3 点目は、同じページになりますが、スポーツ施設指定管理料の令和 7 年度以後の支出予定額に係る財源内訳につきまして、一般財源 7,986 万 8,000 円と誤った表記となっておりましたので、正しい表記でございます、その他特定財源が 20 万円、一般財源 7,966 万 8,000 円に訂正をさせていただくものでございます。

お詫び申し上げますとともに御訂正いただきますようお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。以上でございます。

《議 題》

議案第 26 号 令和 7 年度高浜市一般会計予算

委員長 質疑を行います。

まず、一般会計全体に関する質疑を許します。

問（11） それでは令和 7 年度の予算について総括質疑をさせていただきます。7 年度の

予算編成のスローガンを昨年に引き続き「未来に繋ぐ変革予算」と掲げられていますけれども、どのような予算になったのか教えていただきたいと思います。

答（総務部） 令和7年度の予算編成は、DX推進やGX推進、子育て施策などの財政需要も一層高まりを見せているなど、これらの行政課題に着実に対応していくことが求められております。また、国際情勢の緊迫化による原油価格・物価高騰のほか、賃金上昇の影響も考慮すると非常に厳しい財政状況での予算編成であったと言えます。このような状況を踏まえ、職員の日線だけではなく、専門的な日線を交え、抜本的に事業を見直ししながら予算編成に挑んでいく必要があることから、有識者のヒアリングを令和5年度では試行的に7事業を対象に実施をし、令和6年度では33事業まで対象を拡大して実施をしてまいりました。今後、特に厳しい財政状況を乗り越えていくため、やるべきことだけではなく、見直すべきこと、やめるべきことも再度検討して見極めた上で、将来を見据えた事務事業の最適化を図り、限られた財源を新たな行政課題にも着実に対応できるよう取り組んでまいりました。

本市を取り巻く環境はこれからますます変化していくことが想定されますが、固定概念にとらわれず、事業の必要性を見直し、見つめ直し、変革に取り組んでいく姿勢や意識が重要となってまいります。職員一人一人が予算編成を自分ごととして捉え、知恵や経験、アイデアなど、持てる力を最大限に発揮し、事業の見直しを行う際は、今後のDX化などに伴う行政事務の変化や効率化を考慮するとともに、歳入面では、国や県の補助金等の確実な確保を図り、歳出面では既存事業の目的や必要性を見直し、効率的・効果的な事業の推進を行うなどするなど将来を見据えた予算編成となりました。

問（11） ありがとうございます。その中でも枠配分方式による予算編成でありますとか、ビルド・アンド・スクラップの徹底というような2つの基本的な考え方を掲げていますけれども、どのような考え方なのか教えていただきたいと思います。

答（総務部） まず枠配分方式による予算編成では、部局ごとに配分した予算枠の中で予算計上を行うこととし、限られた財源の中、最大限の効果を得るため、第7次総合計画の推進に係る事業を中心に、真に必要な事業を洗い出すとともに前年度予算にとらわれず、ゼロベースでの事業見直しを進め、改めて各事業の必要性、効果を精査し、事業目的達成に必要な経費のみを計上することといたしました。

次に、ビルド・アンド・スクラップの徹底では、新たな行政課題への対応と、まず最初に取り組むべきこと、やるべきことを決め、これに係る事業費については、既存事業も含め、優先順位を見直し、優先度の低い事業を縮小・廃止することで捻出することといたしました。なお、特に新規事業を開始する場合には、これを徹底することといたしましたところでございます。

問（11） ありがとうございます。では、7年度の当初予算で取り組んできた点があるなら教えていただきたいと思います。

答（総務部） 令和7年度予算編成におきましては、今後の財政負担も踏まえて各部局における枠配分予算を示すとともに、これまで9月に実施してきました予算編成事務説明会を2か月ほど前倒しして開催し、既存事業の見直し期間を確保するなど、改めて各事業の目的・必要性を見直し、効率的・効果的な事業の推進を行うものとして将来を見据えた予算編成を進めてきたところでございます。

なお、国際情勢の緊迫化による原油価格の上昇や物価高騰などに大きく影響を受けるなど困難な状況下ではありましたが、財政調整基金繰入金の額も7億8,000万円程度に抑えることができ、高浜市の未来につなぐ当初予算を編成することができたものと考えております。

問（11） 当初予算方針では6つの重要な事業を行っていくということであります。併せて今後の財政運営はどのようになると見込んでいるのか教えていただきたいと思います。

答（総務部） まず、6つの重要な事業というところで、安心・安全な子育て環境に関する事業、この中では例えば乳児等通園支援事業に取り組むほか、子育て世帯訪問支援事業委託料、高浜南部幼稚園リズム室空調設置工事費などを計上いたしております。教育環境の向上に関する事業では、吉浜小学校長寿命化改良工事に引き続き取り組むほか、港小学校長寿命化改良工事費、中学校屋内運動場空調設備等整備工事設計業務委託料などを計上いたしております。DX推進に関する事業では、キャッシュレス決済導入業務委託料、被災者支援システム構築業務委託料などを計上しております。地球環境の保全に関する事業では、高浜小学校のほか地域交流施設たかぴあ及び高浜児童センターに太陽光発電設備を導入するための太陽光発電設備整備工事設計業務委託料を計上いたしております。地域経済の活性化に関する事業では、チョイソコたかはま運行事業費負担金を計上するほか、ガ

バメントクラウドファンディングを活用した瓦製鯪修繕業務委託料を計上しております。最後、地域共生社会の実現に向けた事業では、重層的支援体制整備事業に引き続き取り組むほか、避難所敷地内に防災倉庫を設置するための庁用器具費を計上しております。

今後の財政運営がどのようなことになるかということでございますが、今後の財政の影響は長期財政計画にてシミュレーションした結果、財政調整基金は令和 40 年度末まで枯渇することなく持続可能な財政運営を行うことができるという推計結果となったところであるものの、一定期間、財政調整基金残高が 10 億円を下回ることが見込まれており、非常に厳しい財政状況になることが見込まれております。

高浜市の将来に向けて持続可能な財政運営をより現実のものとしていくため、今後とも予算編成を通じて事業費の見直しを図っていくなどの取組を続けてまいりたいと考えております。

また、公共施設推進プランにおいては、予防保全の一つである状態監視保全も推進することにより、施設の長寿命化を図るとともに状態の良い施設にあつては、公共施設総合管理計画で定めた改修や修繕時期を後年に変更することも可能であるというふうに考えております。

問（11） ありがとうございます。本市においても人口減少や物価高騰などによる厳しい財政状況を改善するために今後、緊急財政方針は出す考えはあるのか教えていただきたいと思います。

答（総務部） まず緊急財政方針を出す考えはということで、現時点で出す考えは持っておりません。財政健全化判断比率の 4 つの指標の推移ですとか、地方公共団体の財政収支が自主的に均衡しているかどうかを測定する実質収支の状況、決算時における財政調整基金の残高の推移などを踏まえて総合的に判断すべきであるというふうに考えております。きちんと見極めた上で判断をしていきたいというふうに考えております。

現在の財政状況をしっかりと認識しつつ、持続可能な財政運営をより現実のものとしていくため、今後とも長期的な財政収支の均衡を保持するとともに、今後の財政運営に当たっては引き続き予算編成を通じて事業費の見直しを図っていくなどの取組を継続していきたいというふうに考えております。具体的には、歳入面では、国や県の補助金等の確実な確保、そして市税徴収率の向上に取り組むなどの財源確保に一層努めるとともに、歳出

面では、経常経費の見直しに引き続き取り組むほか、事業の重点化により、物件費の削減を図るなど、効果的・効率的な財政運営を行う必要があるというふうに考えております。

問（13） ではまず令和7年度予算時の実質単年度収支と経常収支比率についてお答えください。

それから、先ほど「未来へ繋ぐ変革予算」というようなお話が出ておりますが、地方債が今回、11億5,020万円計上されておりますが、当初予算編成後の地方債の返済、これいつピークを迎えて、年間いくらになるのかについてまずお答えください。

答（財務） 地方債の残高でございますけれども、当初予算書の276ページ、地方債の当該年度末現在高見込額に表記しているとおりでございますが、令和7年度末で108億5,500万円ほどということで見込んでいるところでございます。

それから続きまして経常収支比率につきましては、令和7年度96.7%を見込んでいるところでございます。実質単年度収支につきましては算出はしておりません。

問（13） 実質単年度収支については、なぜそれ算出されていないのかなというところをお聞きしたいのと。あと地方債、これいつピークを迎えられていて、それが幾らになるかっていうのをお聞きしておりますのでそちらの答弁のほうお願いいたします。

答（財務） 地方債の残高につきましては、長期財政計画のほうで推移見込みをお示しをしているところでございます。長期財政計画の12ページ、市債残高の推移というところにありますけれども、こちらで令和15年をピークに迎えるということで推計をしているところでございます。

また単年度収支等につきましては、こちらの決算において算出されるものというふうに承知をしております。

問（13） 先ほど令和7年度の予算編成について歳入を増やすってということで、国や県の交付金、補助金の確保、それから市税の適正な徴収ということは言われたんですけど、ちょっとそれだけなのかなっていうところで、どのような予定をされているのかっていうところをそれ以上お答えしていただきたいなっていうところと。あと先ほど物件費の削減とおっしゃったんですけど、これ具体的にどういったものなのかなっていうところを教えてくださいと思います。

それから先ほどから話題に上がってる各部局の枠配分予算ということなんですけど、こ

れ部局ごとそれぞれ幾らを示して、前年度の予算時と比べて部局ごとマイナス、プラス幾らになったのか、それからそのマイナス、プラスになった主な要因、それから具体的に金額も教えていただけたらと思います。

委員長 当局の答えられる範囲で結構ですのでお願いいたします。

答（財務） 枠配分予算につきましては初年度ということもありまして、なかなか算出のほうが難しかったというところではございます。そのような中で一般財源に着目した枠配分としたところではございます。各部局ごとで一応参考ということでお示しをした額で申し上げますと、企画部が 22 億ほど、総務部は 2 億 5,000 万ほど、市民部が 21 億ほど、福祉部が約 21 億、こども未来部は 11 億ほど、都市政策部が 8 億 4,000 万ほど、教育委員会が 6 億ほどというようなどころでお示しをさせていただいたというものでございます。

物件費の削減というところではございます。この場で申し上げるというところでは具体的に決まったものはございませんけれども、また予算編成を通じて来年度も枠配分予算等、工夫をしてまいりたいと考えております。そのような中で、全体を通じて特に一般財源の削減に取り組んでまいりたいという趣旨でございます。

問（13） 今の答弁でいくと、先ほどの歳入を増やすってということについてやっていきますよと言ったこと以上にはもうないってことなのかなっていうその確認と。あと今各部局ごとの枠配分の金額を言っていたいたんですけれど、それが実際どれだけマイナス、プラスになって、どれだけの効果があったのかなっていうのと、具体的に大きくマイナス、プラスになった要因、そこを教えていただけたらというところが答弁が抜けておりましたのでお願いいたします。

答（財務） 各部局ごとの削減といったところではございます。当初予算の最初に要求をいただいたというところではございますけれども、そこから比べた場合でいきますと企画部で要求時点で 200 万円ほどの減額、総務部で 1,800 万円ほど、また市民部で 4,600 万円ほど、福祉部が 2 億 7,000 万円ほど、こども未来部が 9,500 万円ほど、都市政策部で 4,700 万円ほど、教育委員会で 4,600 万円ほどといったようなことで当初予算の編成において再検討の期間を設けさせていただきました。そのような期間を経て、各部局で創意工夫をしていたきながら当初予算の編成が完了したというものでございます。

答（総務部） 歳入を増やす工夫です。大きく言いまして、さっき言いましたように国、

県の補助金は必ずこれは適切にそれは反映をしていくと。それと市税徴収率の向上、これは大きなものとして捉えております。それ以外、歳入のほうで細かいものを言えば切りがないんですが、例えば広告収入、こういったものをもっと増やしていけるんじゃないかとか、そういった細かいことも各部局のほうでいろいろと創意工夫していければなというふうに考えております。

問(13) 今の答弁で分からなかったことがあって、先ほど企画部が200万、総務部が1,800万とか各部局ごとに金額を言っていたんですけど、これは結局、財政当局のほうがこれだけ減らしてくださいねって言ったのか、実際に減った金額なのか、その辺がちょっとよく分からなかったのをそれを教えていただきたいのと。特に福祉が2億7,000万円、すごく大きいと思うんですけど、これどのような要因だったのかなっていうのがよく分からなくて。もしこれが当局のほうと言った金額であれば実際どうだったのかっていうところがよく分からないので教えてください。

委員長 倉田委員に逆にお聞きしますが、これ部局ごとでお聞きになられているように見えますと思いますが、これ款項目ごとにしっかりと比較が出ておりますのでそれじゃ対象になりませんか。

意(13) 款項目でもすごく多岐にわたって予算が上がってるものもありますので、なのでこれよく分からないんですよ、この款項目だけだと。だからあえて私は結局ごとで枠配分しましたよっていうことだったので、そこをお聞きしたいというところでございます。

委員長 当局答えられる範囲で結構ですのでお願いします。

答(財務) 各部局ごとで当初予算要求時から実際の再検討の中で削減していただいたというところでございます。各部局それぞれのいろいろありますけれども、例えば工事費であれば優先度の高いものを当然予算計上していく。また後年に見送りができるものであれば予算要求から取り下げるといったような形でそれぞれ再検討いただいた中での削減というものでございます。

委員長 倉田委員に申し上げます。

こちら令和7年度の予算審議をしております。予算に沿った形での質問、組織の質問ではなく、予算に沿った質問でお願いします。

問(13) 予算のことで聞いておりますので。特にさっき言った2億7,000万円という

ころで気になることがあるんですけど、先ほどの御答弁に優先度の低いものを縮小、廃止をしたってということなんですが、それについては廃止したものはもちろんこれ載ってこないんですけど、本来だったら必要だけど予算編成上やれなかったってところのものについて教えていただきたいなっていうのと。あと企画部長が本会議の３日目に答弁されたサービスの統合ということについて、令和７年度の予算にどのように反映されたのかについても併せてお願いします。

答（副市長） 各予算の策定をするプロセスを我々はこういうふうに取り組んできたよっていうお話を冒頭差し上げたところで各部局の枠配分はどういう形式でやったんだと、で中身はどうだったんだと、数字はどうだったんだというふうにそれぞれお尋ねをされておりますが、先ほど財務リーダーが答えたように、それぞれの部局が当然目標を絞ってその金額に応じて、そのいわゆる枠の中で何とかやれる順位を見出す、それから例えば細かいことを一つ一つ申し上げていけばそうですけど、旅費にしるそうですね。例えば議会のところ申し上げますと、議員研修費の特別旅費を削ったり、高浜市議会映像配信業務委託料を御努力によって金額を削減していただいた、そういうのを積み重ねですわ。それを各部局が全て積み重ねてやって今の予算があるというお話なんで、そこを理解していただきたいということです。

問（13） だから私はそれは理解してますので、ですから例えば市民が望んでたことが予算編成によって縮小や廃止をしたってことであれば、それはそれで私たち議員はお伝えすべきことかなと思いますので、そういうものについて教えていただきたいなっていうところだったので、ちょっと御答弁がないのかなと思いますし、それからサービスの統合っていうのが实际的に…

委員長 倉田委員に申し上げます。一般質問になっております。ちゃんと質疑の的を絞ってお聞きください。それから令和７年度の予算編成の考え方、しっかりお読みになられましたか。そちらもう一度振り返って御確認いただいてから質疑を行ってください。

問（13） 令和７年度の予算のことを聞いておりますので、もしそれが私の質疑がここではないっていうのであれば委員長のほうでどこですればいいのか具体的に教えていただけたらと思うんですけど。

縮小、廃止、大きい金額で結構ですので、あとサービスの統合、そのあたりがどのよう

に行われたのか、具体的にどういったことなのかっていうことについては、やはりお聞きすべきことだと思いますので、総括でしかそれを聞いてできないのかなと思っておりまのでお願いしたいと思います。

答（総務部） 個々のことについては歳出のほうでお聞きいただければよろしいかなと思っています。こちらとしてお答えできるのは、枠配分方式にしたことによって大体5億円ぐらい各部局長のマネジメントの中で削減できたと。その結果、財調の取り崩しが7億9,000万ほどで抑えることができた、そこを理解していただきたいと思います。

答（企画部） 私が一般質問で申し上げたのは、これからの方針ということで申し上げました。今回のこの予算でどこまで反映されてるかっていうのは、私個別には存じ上げておりませんが、それぞれの担当部局でこれにつきましては考えていただいているというふう

に判断しています。

委員長 倉田委員に申し上げます。今総務部長より御答弁ありましたように、サービスの統廃合、それから縮減、削減、そういった部分につきましては歳出の個々の部分で確認していけると思いますのでそちらで質問を行ってください。

問（13） 行財政改革の内容で先ほど33事業所あったってことなんですけど、これ対象はどのような事業なんでしょうか。たしか昨年度が試行的で7事業ぐらいだったと思うんですけど、今年度これ33事業っていうのは具体的にどのような事業で、できればその削減理由と金額、大きいものでも結構ですので教えていただけたらと思います。特にこれ予算つけて大学の先生にたしか入っていただいて行ったことなので、どのような御意見があったかについても併せてお願いしたいなと思います。

答（財務） 今年度、昨年度より試行的に引き続きまして行政経営改革ヒアリングのほうを実施をしたところでございます。令和6年度では33事業というところでございますけれども、対象の案件としましては、窓口業務の外部委託事業、また総合サービスへの委託といったようなところ、また補助金事業として商工会の補助金とか社協への補助金など、また施設管理事業として各施設指定管理とか委託業務といったようなところで33事業といったところで取り組んできたところでございます。

また指摘事項としまして、窓口業務の関係では行政が実施するよりもサービスが向上するかどうかといったようなところ、コストの削減ができるかどうかといったようなところ

ろがございます。

また補助金に関しては、補助金の効果として市民活動の活性化ですとか経済活動等まちづくりの促進、こういったところに対して効果が得られるかどうか。また施設管理の面でございますが、市民サービスの向上に資するかといったようなところ。そういった視点を忘れずに市民サービスの向上に取り組んでいただきたいというようなところでございます。

最後まとめとしましては、行政経営改革というのは単にコストカットするものではないといったようなところも御教授いただいたところでございます。市民サービスの向上ですとか効率的、効果的な事務事業についてその在り方を検討していただきたいというようなところで御意見をいただいたというところでございます。具体的に財政的な効果といたしまして市の保有するバス、これまで保有していたところでございますが保有を取りやめるといったようなところがございます。またレガッタについても中止させていただくといったようなことで取り組んできたところでございます。

問（13） 単にコストカットすることではないっていう話の中で、市有バスの取りやめとレガッタの中止を提案されて、それについては反映されたっていう御答弁なのかなと思うんですけど、それ以上は特には御意見いただいた上で反映したものはないということなのかなっていうことと。あと今総合サービスの在り方についてもっていうことも多分検討していただきたいていうことも入ってたのかなと思うんですけど、資料請求の資料番号 21 でいくと、総合サービスに業務委託してるのが 4 億円以上あって、その次に指定管理者は別で指定管理料としてお支払いしてるっていうことで、これいわゆる消費税だけ…

委員長 倉田委員に申し上げます。個々の部分に入ってきますので個々のところで聞いてください。

答（総務部） 細かいこと言ったら切りがないですので主なものだけ言わせていただいたんですけど、例えば委託の関係でもそういった仕様をちょっと見直したとか、その市民のサービスに影響が出ない程度でそういった仕様の見直しとか、そういったことにはいろいろと取り組んでおります。13 番委員は前からその消費税が 10%かかるから総合サービスのほうが高くつくとか言ってますけど、今回のヒアリングの中でもいろいろと検証した結果、会計年度よりも総合サービスに委託したほうが 10%消費税がかかっても安いというこ

とがはっきりしましたのでよろしくお願いします。

委員長 いま一度注意を申し上げます。予算の総括に関する質疑であります。個々の部分に触れずに大局に立った形で質問のほうよろしくお願いいたします。

問（13） 先ほどこちっと委員長の報告でよく分からなかった部分が…

委員長 報告は私してませんよ。

問（13） 今日の運営でこの概要の7番については今日この場で質疑してくださいってことですか。どういうことでしょうか。総括で…

委員長 逆におっしゃる質問がよく分かりませんが概要の7番って何ですか。

問（13） たかはまこども園用地につきましては総括してくださいっていうことだったんでしょうか。よく分からなかったので教えてください。

委員長 一言も私はそのようなことは申し上げておりませんが。議事を進めます。

問（9） 初めて予算規模が200億円を突破したということで、それを財政当局、市としてどのように捉えているのか教えてください。

答（財務） 当初予算規模が過去最大といったようなところでございます。これらにつきましては、やはり外的な要因というのは大きく影響を受けたといったところもございます。物価高騰、人件費高騰、そういったところもございます。また、公共施設の推進プランを進めているところでございまして、来年度は港小学校の長寿命化改良工事に取り組んでまいります。そのような形で外的要因も受けた中ではございますが、しっかりと市民サービスの向上、また子供たちの教育環境の向上、そういった観点もしっかり踏まえながら取り組んできたといったところでございまして、そのような結果、財政規模が過去最大になったといったところでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、一般会計全体に関する質疑を打ち切ります。

<歳入>

1 款 市税

委員長 質疑を許します。

問（12） 予算書の 58 ページ、1 款 1 項 2 目、法人市民税に関しまして資料要求の資料 3 にもありますけれども、法人市民税の不均一課税を実施している県内の自治体、16 自治体、近隣では知立市が実施とあります。資本金 10 億円以上の法人に対して法人税割の標準税率 6.0%から制限税率 8.4%にした場合、約 3 億 8,000 万円の増収となります。市の財政が厳しい中。何とか資本金 10 億円以上の企業に対して不均一課税導入に対して納得をいただけるように働きかけを行うべきではないかと思うんですが、これについてのお考えをお願いします。

答（税務） 委員おっしゃられました不均一課税を導入する場合につきましては、対象となる企業の皆様に標準税率を超えた税負担に対しまして御納得いただけることが最も重要でございます。また、現在の法人税割の基本的な方針といたしましては、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという考え方の下、法人税の実効税率の引き下げが行われております。したがって、現時点で本市におきましては市内の企業の皆様に納得いただける特別な事情が見当たりませんので、資本金等による不均一課税の導入は考えておりません。

問（13） 来年度の納税義務者数が 564 人増えた形で計算されてるんですけど、今人口が微減ということなんですけど、この人数にされた根拠についてまず教えていただきたいのと。あとその下の法人均等割の第 1 号法人が 26 社増えた形で計算されてるんですけど、それもなぜ、ちょっとあまりにもこれ第 1 号法人だけ大きいんですけど、この 732 社とした根拠についても教えてください。

答（税務） まず個人市民税の納税義務者数につきましてお答えいたします。この納税義務者数につきましては、主に給与所得者の納税義務者数の増となっております。人口は微減ということなんですけれども仕事をされてそれに対して課税がされる方が給与所得者に対して増えるという見込みで算定をしましたので、納税義務者数が増となっております。

引き続いて法人市民税の第 1 号法人の納税義務者の増につきましては、市内にその事業所の設立が相次いでされておることも踏まえまして、6 年度から 7 年度につきまして 1 号

法人につきましては、納税義務者の増として計上しているところでございます。

問（13） 今のお話でちょっと給与所得者が増えるっていうことなんですけど、これはずっと伸び率があるっていうことなんでしょうか。あとこの第1号法人についてもそのようなエビデンスがあるっていうことなのかどうかの確認をしたいと思います。

それから滞納繰越分なんですけど、徴収率がこれすごく上がってるんですよね、33.6%。去年 26%なんですけど 33.6%。これなぜこの数字にしたのかなっていうのがよく分からないのと、あと上げるためにどのようなことを具体的にされるのかについても教えてください。

答（税務） 給与所得者、それから個人市民税の納税義務者の増、それから法人市民税の1号法人の増につきましては、この令和7年度につきましては増えるというふうで見込みをさせていただきましたけれども、令和8年度以降につきましては今年度の状況などを踏まえて、また8年度以降は精査をしていきたいと思います。

それから滞納繰越分の徴収率の増につきましては、日頃、徴収担当職員の頑張りにより、滞納繰越分については前年よりも徴収率は多くしていくという方針で徴収率を設定させていただきました。また、具体的に何を行っているかっていうのは、御存知かと思いますが、納税をされてない方に対しては、調査の上、財産の差し押さえなどさせていただくということをするにより、債権の確保に努めているところでございます。

問（13） 何で徴収率が上がるか今の答弁だとよく分からなかったし、結局、給与所得者が増えるとか、第1号法人が増えるっていうことについては具体的なエビデンスがないっていうことでよかったですかね。それだったらそういうことなのかなと思うんですけど。その確認だけ最後したいと思います。

問（9） 法人税割なんですけど、この額の見込み方、この額にした理由は何ですか。

答（税務） 法人税割の見込みにつきましては、例えば東海財務局の法人企業景気予測調査などの資料に基づきまして、各業種ごとに伸び率を勘案して法人税割を積算したところでございます。

問（9） 3月補正で6億幾ら補正、法人税割あったと思うんですけど、それよりも少ない額が当初予算計上されている感じですけど、そういったのはなしにして当初予算の組み方としてはそういったルールっていうか、そういうことで毎年計上していく方針というこ

とでよかったですか。

答（税務） 委員おっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、1 款の質疑を打ち切ります。

2 款 地方譲与税

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、2 款の質疑を打ち切ります。

3 款 利子割交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、3 款の質疑を打ち切ります。

4 款 配当割交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、4 款の質疑を打ち切ります。

5 款 株式等譲渡所得割交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、5 款の質疑を打ち切ります。

6 款 法人事業税交付金

委員長 質疑を許します。

問（13） 法人事業税交付金、これマイナスになってるんですけど、これはどのような理由でされてるのか教えてください。

答（財務） こちらの法人事業税交付金につきましては、愛知県から示されます資料を参考にこちらで積算のほうしております。県の資料によりますと減額というところで交付の対象となる法人事業税の収入減少が見込まれるといったようなことが示されておりました。それに従いまして、減額のほうを見込んだところでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、6 款の質疑を打ち切ります。

7 款 地方消費税交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、7 款の質疑を打ち切ります。

8 款 環境性能割交付金

委員長 質疑を許します。

問（13） 前々年度からいくとこれ増えてきてたものが今年度はマイナスってことなんですけど、その理由についても教えてください。

答（財務） 環境性能割交付金についてでございます。こちら先ほどと同様、愛知県から示されております資料を基にこちらで積算を見込んだところでございます。それによりまして、決算の見込みを踏まえて減額を見込んだというものでございます。

問（13） 愛知県のその資料によると減ってるってことなんですけど、その理由については特に示されていないのでしょうか。その理由を教えてくださいなと思うんですが。

答（財務） 県から示されております資料にそこまで詳しく理由までは書いてございません。その数字を踏まえて見込んだというものでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、8 款の質疑を打ち切ります。

9 款 地方特例交付金

委員長 質疑を許します。

問（13） こちらについてはマイナスとなっている要因について教えてください。

答（財務） 地方特例交付金の減額でございます。こちらの令和6年度定額減税分の措置ということで大きく増額したところでございますが、令和7年度はそれが見込まれないということから当初予算の計上額で見込んだものでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、9款の質疑を打ち切ります。

10 款 地方交付税

委員長 質疑を許します。

問（13） 普通交付税がゼロということでこちらには載ってきていないんですけど、やはり私はここが歳入のミスだと思ってるんですけど、高浜市の当局としてはこの普通交付税ゼロについてどのような見解とか、形式っていうか、考え方、そのあたりをお示しいただきたいなというのと。やはり私はこの普通交付税こそが、ほかの自治体を見るとしっかりとついてきてるっていう中で財政運営がしっかりとされてるのかなと思うんですけど、そういう面でやはり普通交付税をしっかりともらえるような本当に…

委員長 倉田委員に申し上げます。10款1項の質疑を行ってください。

問（13） 普通交付税について、まず考え方とかお願いします。

委員長 答えれる範囲で結構ですよ。

答（財務） 普通交付税でございます。この交付税といいますのは交付税法に基づいた、法律に基づいて算定をされるものというふうで認識しております。その法に基づいた算定において令和7年度の見込みとしては不交付になるということが見込まれたことから来年度はゼロということで計上したと、そのようにさせてもらったというものでございます。

問（13） だけど不交付になることについての評価というか、高浜市としての考え方はどうなのかなっていうところ教えてください。

委員長 倉田委員に申し上げます。考えを聞く部分ではなくて法律にのっとって今やっているところでありますので。

問（総務部） 反問権いいですか。

委員長 反問権、認めます。

問（総務部） 逆にどうしたら高浜もらえるようになるんでしょうか。そういうことですよ、倉田委員の言われることは。努力したらもらえるってことですか。そういうことですよ、言われてるのは。基準財政需要額が基準財政収入額よりも少ないわけです。収入額のほうがかかなり上回ってるわけなんです。それでどうやってもらえっていうんでしょうか、お答えください。

意（13） 交付税ってそれだけではないですよ、計算されるのが。それは本当に明らかにあまりしっかりなっていないんだけど、でもやっぱりその交付税を普通交付税の対象となるように交付税に反映されるような事業を、逆に市債を増やしてでも行うことによってバックしてくる金額が多くほかの自治体はなっているわけだから、それでもって結局財政運営ができてると私は最近そうなのかなというところを少しずつ勉強してるんですけど。そのあたりが何もないのかなっていうところが…

委員長 今質疑に対する反問権です。持論を展開するところではありませんので質疑に対してお答えください。反問権に対してお答えください。

意（13） だから私は交付税反映されるものを逆にどんどん取りに行って事業をしないっていうところが私はちょっと不思議だもんですから、高浜市として。そのあたりが何か今の…

委員長 倉田委員に申し上げます。先ほどおっしゃられたことと全然変わっていません。質疑に対する反問権ですので、そこをちゃんとお答えください。

意（13） だから聞かれたから私は答えたんです。

「反問権、お願いいたします。」と発声するものあり。

委員長 認めます。

問（総務部） その不思議っていうのは具体的に何をやればいいんでしょうか。

意（13）　いろいろ、具体的に言えば例えば市道を増やすとかいろいろされてますよね。そういうのも全部いろんな細かいことを全部反映されるって聞いているんですけど、そういうことはされないっていうことなのかな。私もそんな細かいことまで知らないんですけど、結局これまでの話だとなかなかそういうところ…

委員長　倉田委員に申し上げます。質疑をされる場合、しっかりと根拠、それから背景を基に質問をしてください。よろしいですか。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長　議事進行します。

ではこの質疑に関しては打ち切らせていただきます。

ほかに。

質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、10 款の質疑を打ち切ります。

11 款　交通安全対策特別交付金

委員長　質疑を許します。

質疑なし

委員長　質疑もないようですので、11 款の質疑を打ち切ります。

12 款　分担金及び負担金

委員長　質疑を許します。

問（13） 委員長、怒らないでちょっと議事進行をお願いしたいと思うんですけど。

委員長 倉田委員に申し上げます。今ものすごく失礼な発言ですよ、注意します。

問（13） ちょっとパワハラ的に感じたのでお願いしたいと思います。

12 款 1 項の民生費負担金の老人福祉施設措置費負担金、こちらが下がってるっていうところについての御説明と、あと日本スポーツ振興センター保護者負担金、それから日本スポーツ振興センターに関わる負担金、こちらがちょっと載ってなくて、これ 87 ページの 20 款 4 項 2 目、こちらに移動したっていうことなんでしょうか。ちょっとその辺が分からないのでその御説明も併せてお願いしたいと思います。

答（福祉まると相談） 減額の理由でございますが、こちら老人福祉施設措置費負担金は御本人の負担金となっております。令和 6 年度当初予算案の算定時 15 名分を計上させていただきましたが、本年度 1 月末現在 12 名の入所となっております。令和 7 年度当初予算につきましては、この 12 名に 1 名を追加して 13 名で計上させていただきましたので、前年度比 2 名減ということで減額させていただいております。

答（こども育成） 日本スポーツ振興センターの保護者負担収入につきましては、負担金から雑入のほうに科目の付け替えをさせていただいております。

問（13） どうして雑入のほうに行ったのかっていう何か理由があるんでしょうか。

答（こども育成） 歳入、負担金につきましては政令、法律、条例などにより規定されている歳入が該当するということで、日本スポーツ振興センターの保護者負担金はそれに該当しないということで適切な科目のほうに移させていただきました。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、12 款の質疑を打ち切ります。

13 款 使用料及び手数料

委員長 質疑を許します。

問（13） 1 目の自動販売機等設置使用料なんですけど、こちらがすごく増えてるんですよ、これ増の理由。それからこれ次ページにもあるんですけど同じように自動販売機等設置使用料。これはいわゆる部署が違うからあえて別でこれ上げてるのかなっていうところの説明と。あとこれ増になったっていうことで、今後新たな設置をされていくのかなと思うんですけど、これ設置場所と業者の選定方法についてはどのようにされていくのかについて教えていただきたいと思います。

それから吉浜ふれあいプラザ使用料から各ふれあいプラザの使用料が出てきてるんですけど、これ吉浜だけすごく少ないんですよ。この使用料の少ない理由についても教えていただけたらと思います。

答（総合政策） 66、67 ページ、13 款 1 項 1 目の自動販売機等設置使用料につきまして、これの増の理由でございますが、令和 6 年度と比べて吉浜ふれあいプラザで自動販売機が 1 台増、これが年間 4 万 2,000 円。南部ふれあいプラザの敷地内にまち協とは別法人の所有するワーキングスペースの設置に係る土地の目的外使用料、こちらが 6 万 2,400 円、年間で徴収をするということになりますので、その分が増額となっております。

吉浜ふれあいプラザの金額がちょっと少ないというところですが、こちら昨年度の予算特別委員会でもお答えをいたしました。吉浜につきましては吉浜交流館ということで、ほかにはそういった交流館というのはないのですが吉浜についてはそういった施設がございます。そちらを使われる方も多いのかなというところがありまして、ふれあいプラザの使用料については少ないというようになっています。

答（地域福祉） 69 ページの自動販売機等設置使用料につきましては、こちらいきいき広場に設置してあるもので民生費の使用料のほうで計上しております。増額の理由につきましては、いきいき広場の総合サービス設置分につきまして令和 6 年度入札を実施いたしましたので、その入札により金額が増額いたしました。

問（13） ふれあいプラザのほうの業者の選定方法がちょっと答弁がなかったのでお願いしたいのと、あと 2 目のいきいき広場の使用料…

委員長 倉田委員にお聞きします。これ業者の選定方法って令和 7 年度の新年度予算ということでよろしいですか。こちら会計年度独立の原則、御存知ですか。地方自治法に定められておりますが、予算の執行につきましては新年度開始前にはできないとなっております。

すので、この件につきましては聞けませんので、よろしいでしょうか。

問（13） 私業者の選定方法を聞いてるだけなので、別に今のことには当たらないと思いますので、お願いしたいのと…

委員長 倉田委員に申し上げます。こちら選定方法につきましても支出負担行為の契約の一環と解するところがあります。ですので、こちらにつきましては聞くことはできませんのでよろしく願いいたします。

意（13） 今ちゃんと入札ってお答えいただいたので、入札かどうかはお答えいただけるのかなと思いますので、逆にそれを答えた…

委員長 倉田委員に申し上げます。入札か随意契約が否かっていうのはまだこの時点では決まっておりますのでよろしく願いいたします。

意（13） 決まってないんですかね、当局…

委員長 新年度予算がまだ議決しておりません。

意（13） 決まってなくてもある程度はもう内々で決めてることはあると思いますので、決まっていないって…

委員長 倉田委員に申し上げます。内々というのは内部事務ということです。法律に基づいてしっかりと決めていない。内々で便宜的に行う自治体もあるかとは思いますが基本的には年度開始前には予算の執行はできません。

意（13） 資料番号 21 にはもう総合サービスに請負ということをこれ随契で決めるっていうことを出てるんですけど、なぜそれが言えないのかがよく分かりません。

委員長 基本的に総合サービスについての部分ですよね、今。そちらの内容について今お話しているところでありませんが、これについて説明のほうお願いします。

意（13） いや、どういう契約にするかについてはお答えいただかないとやはりそれが正しいかどうかもございますので、それは聞いても全く私は構わないと思ってますし、実際もうこうやって資料も出していただいているわけですから、株式会社についても。私はお答えいただけると思います。

委員長 株式会社の資料、具体的にどこの部分なのか教えてください。資料番号、どこですか。

意（13） 資料 21 です。

委員長 資料要求の資料 21 ですか。これ資料 21 は請負業務委託一覧表ですよ。委託の一覧表ってことは委託業務。予算書に上がってる金額で委託先と書いてあるだけで随意契約なのか入札なのか、そのあたり全く記載されておられません。

もう一度説明いたしますが、支出負担行為をして初めて契約できます。この契約というのは、入札にするのか、随意契約にするのかという一連の行為を含んでいるわけです。でするので、入札にするか否か、それからどういった契約にするか否かっていうのはこの時点で聞くことはできないと思いますのでよろしくお願いいたします。

意 (13) これもだって業務委託ってことはもう一者随契でこれ決まってるっていうところですので、もうこれ決まって…

委員長 倉田委員に申し上げます。業務委託イコール一者随契とは限りません、行政の契約は。委託という形で予算措置はしてありますけど、こちら随意契約になるのか入札になるのか、そのあたりはまだ決まりません。委託イコール随意契約ではありません。その辺御理解ください。

意 (13) これ総合サービスがもう請負う委託一覧が出てるってことですから、もう請負先が出てるんですよね。っていうことは随契じゃないですか、随契ですよ、これは。

委員長 だから今、随契なのか、契約の仕方はここの資料要求に記載されてません。まだ予算執行されてない資料の段階だと思います。そちら御理解ください。

意 (13) やはり私はしっかりここで議論すべきところだと思ってるので、なぜそれがお答えいただけないのか、委員長がそれを止めるのかも分かりませんし、それから総合サービス、これ予定ってことはまだこれは決定ではなくてこれイコールではないってことですか。これ今出されてるんですけど、これだってもうここで随契するんですよね。これ変わることがあるんですか。入札されることが今後あるっていうことですかね、今の委員長の発言だと。

委員長 倉田委員に申し上げます。総合サービスと書いてありますけど、委託先というふうに書いてあります。随契なのかそのあたりまだ明記されておられません。予算の仕組み御存知ですか、倉田委員。会計年度独立の原則って御存知ないですか。

「委員長、暫時休憩。」と発声するものあり。

委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午前 11 時 32 分

委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

問（13） 2 目のいきいき広場使用料、こちらは増額となってるんですけど、その理由についてお聞かせいただきたい。あと宅老所使用料から I T 工房使用料、このあたり。具体的に言うと宅老所使用料、ものづくり工房使用料、I T 工房使用料、こちらについてはなぜこちらのほう、多分これ介護保険の特会のほうにあったかと思うんですけど、こちらに今回計上された理由につきましても教えていただきたいなと思います。

それから、その下の東海会館使用料についても増額となっておりますので、その理由について教えていただきたい。

あと児童クラブ利用保護者育成料、児童クラブ延長利用保護者育成料、これも新たにこちらに説明の欄に育成料ということで計上されてるんですけど、そのあたりも御説明をお願いしたいと思います。

答（地域福祉） いきいき広場使用料の増額につきましては、今回議案で出させていただいておりますが、ショールームの使用料を 44 万円ほど計上しておりますので、その分が増額となっております。

答（こども育成） 東海会館使用料につきましては、利用する団体が増えたことによる利用料の増となります。

児童クラブ利用保護者育成料の収入でございますが、今回新たに高取北児童クラブが令和 7 年度 4 月から開館するに当たり、公の施設に対しての使用料という位置づけの中、使用料のほうに、今まで雑入のほうに上げておりました児童クラブ利用収入、児童クラブ延長利用収入につきましては、使用料として整理するということで新年度からこちらの使用料に計上しております。

答（健康推進） 予算書 69 ページ、宅老所使用料等の一般会計での計上の理由につきましては、こちらの金額の宅老所の援助サービスとか、ものづくり工房、I T 工場の利用料

に伴います直近３年間の実績平均を計上したものとなりますけど、令和７年度から重層的支援体制整備事業に交付されます重層的支援体制整備事業交付金について、一般会計のほうで一括交付するということで、制度上、一般会計の歳入に計上しなければならないというところから、こちらのほうに計上したものとなります。

問（13） ５目の住宅使用料過年度分ということで、現時点の滞納金額が分かったらお願いしたいのと。あとその下、６目の女性文化センター使用料についても新たな使用料手数料の設定によって上がった金額なのかというところの確認と。あと学校開放事業がその下にあるんですけど、その上の小学校教室等使用料、いわゆる 69 ページの一番下の学校開放施設使用料のほうで、これ比べると小学校教室等の使用料のほうが多いんですよね。これちょっと私よく分からなくて、学校開放のほうがよく使われてるんじゃないのかと思うので、なぜそういうことが起こってるのかについて教えていただきたいのと。あと漕艇センターの使用料の減額についても教えてください。

答（都市計画） 市営住宅の滞納状況でございますが、１月分までの家賃の滞納といたしまして、約 130 万円ほどとなっております。

答（文化スポーツ） ６目の教育使用料に関して３点御質問をいただきました。まず１点目、女性文化センター使用料でございますけれども、こちらは議案第 15 号と関連してまいります。文化協会が女性文化センターの談話室の一部を継続的に使用する場合の使用料ということで年額を計上させていただいております。

それから２点目、小学校教室等使用料と学校開放施設使用料についての御質問ですが、まず小学校教室等使用料と言いますのは高浜小学校の特別教室、メインアリーナに係る使用料ということでございまして、予算の積算としましては令和５年９月から令和６年８月までの１年間の実績を踏まえて予算計上しているというものでございます。学校開放施設使用料につきましては、今申し上げた高浜小学校のメインアリーナ、特別教室以外の施設の使用といったところになります。予算の積算としては先ほど申し上げたとおり令和５年９月から令和６年８月までの１年間の実績で計上させていただいております。

もう一点、漕艇センター使用料の減についての御質問いただきましたが、こちらは来年度市民レガッタの開催を休止するという関係で減にしております。

問（13） ちょっとこれ教えていただきたいんですけど、いわゆる公共施設の目的外使用

についての使用料についてはここに載っていないのかな、自動販売機はそうかなと思うんですけど、そのほかのところはエコハウスは多分、商工会さんなのかなっていうところで載ってるんですけど、それ以外の部分については別で載っている、なぜこの使用料のところに載らないのかなっていうのがよく分からないのでそれを教えていただきたいと思います。

答（総務部） また反問権をよろしいでしょうか。

委員長 反問権、お願いします。

問（総務部） 行政財産の目的外使用、具体的にどこのことを言われてるのか教えてください。

答（13） 例えば、美術館のレストラン、そういう目的外使用のところは、ちょっとそれがよく分からないのと。あとここに載ってないということで確認したいのが、例えば南部ふれあいプラザの喫茶室についてはここに載ってきていないんですけど、どこか違うところに載ってますよって言うならそれは教えていただければいいんですけど。それはあれですかね、南部ふれあいプラザの喫茶室については、指定管理者が募集してるから指定管理のほうに入るから載ってきていないということなのか、ちょっとその辺がよく分からないので教えていただきたいと思うんですけど。

答（総合政策） 今、南部の部分の喫茶スペースのところでございますが、委員言われるように指定管理料の中で指定管理料の歳入として上がっておりますので、その分、相殺という形で整理をしております。

答（文化スポーツ） 今、美術館・図書館のレストランの使用料についての御質問いただきましたけれども、予算書 69 ページの 4 節、社会教育使用料の一番上、美術館・図書館（本館）使用料の中にレストラン使用料が含まれております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、13 款の質疑を打ち切ります。

14 款 国庫支出金

委員長 質疑を許します。

問（13） まず確認なんですけど、1 目、児童手当負担金っていうのは、これは児童手当のいわゆる法改正によりもらう条件が変わったということで増えたっていうことなのかなというの確認と。あと同じく 1 目、生活扶助費等負担金、介護扶助費負担金、生活支援給付費等負担金、医療支援給付費等負担金、これがすごい全部マイナスになっちゃって、これ何でマイナスになるのかが私分らないので教えていただけたらと思います。

答（こども育成） 児童手当負担金につきましては、国の負担割合が増加したことで対象者が拡大したことによる増が原因となっています。

答（地域福祉 主幹） 生活扶助費及び医療扶助費負担金の減額については、実績に基づいて計算した結果でございます。

問（13） 今のおっしゃったのって生活扶助費負担金と医療扶助費負担金について御答弁いただいたんでしょうか。医療扶助費は上がってるんですね。今、生活扶助費は実績って言われたんですけど、介護扶助費、生活支援給付費等負担金、それから医療支援給付費負担金、このあたりはどうなんですか。これ下がるっていうのがちょっとあまり考えられないんですね。特に医療支援給付費負担金、約これ半分になってるんですけど、ごめんなさい、生活支援のほうは少し若干上がってるだけなんですけど、介護扶助費、それから医療支援給付費負担金、特にこの医療支援給付費負担金これ半分になってるんですけど、このあたりの御説明をお願いしたいと思います。

答（地域福祉 主幹） 医療支援給付費負担金につきましては、対象者お一人が入院されてたんですけども、退院されたことから医療に係る負担金は減額となっております。

問（13） すいません。答弁漏れです。介護扶助費のほうの説明がないんですけど、どうなんですか。

答（地域福祉 主幹） この支援給付費負担金というのは、対象が中国残留邦人等の方が対象になっておりまして、先ほど医療については退院に基づいて減額になると申し上げましたが、介護給付費負担金については、それほど変わっていないと思うんですけども。これも実績に基づいた減額ということになります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、14 款の質疑を打ち切ります。

15 款 県支出金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、15 款の質疑を打ち切ります。

「委員長、13 番。」と発声するものあり。

委員長 今、打ち切りましたよ。

「手挙げてました。」と発声するものあり。

委員長 質疑漏れでお願いします。

16 款 財産収入

委員長 質疑を許します。

問（13） 普通財産貸付収入が減となっていること、それから高浜エコハウス貸付収入、これ算定方法について教えていただきたいと思います。それから、旧分院の駐車場貸付収入、こちらが今回なくなってるよってということですのでそちらの理由。あと高浜豊田病院駐車場貸付収入、こちらが約倍ぐらいになってるってことの理由。それから地域交流施設内自動販売機、そちらについても使用料ではなくて財産収入で上がってる、こちらの理由

もちよつとよく分からないので教えていただきたいなと思います。

答（経済環境） 高浜エコハウス貸付収入の積算根拠でございますが、こちらにつきましては、固定資産税課税標準額の４％でございます。

答（健康推進） 予算書 83 ページ、高浜豊田病院駐車場貸付収入につきまして増額の理由と変更になった理由ということですが、まずこちら高浜豊田病院の駐車場の借地料として豊田会から頂く貸付収入となります。令和 7 年度では、旧高浜分院跡地を駐車場として利用されておりましたが、それが女性文化センターの駐車場を利用することに変更になったことでその借地分 385 万円ほど増えております。その分だけ令和 6 年度まで予算計上しておりました分院跡地の駐車場の部分が削られております。

答（財務） 普通財産貸付収入の減額でございますが、こちらは高浜市社会福祉協議会に貸し付けておりましたグループホーム「あ・うん」の貸付けが令和 6 年度で終了することからの減額でございます。

答（文化スポーツ） 予算書 83 ページ、地域交流施設内自動販売機設置貸付収入についての御質問でございますけれども、たかぴあが 2 期オープンして以来、約 4 年ということを経営期間にしてこれまで貸付けをやってまいりましたけれども、複数年契約にすることによって参入意欲を促進するといったような観点から貸付けを導入しております。

問（13） 貸付けってということが、いわゆる使用料じゃなくて貸付けってことに今の話であえてしたのかなと思うんですけど、ただ複数年にしてもいわゆる場所の貸出費用の場所のいわゆる 1 平米幾らっていうそこなのかなと思うんですけど、その確認をしたいのと。

あと先ほどエコハウスの課税標準額 4％ってことなんですけど、これいわゆる土地部分、それだけなのか、上物。よそは土地部分と上物と足した金額で貸付収入ということで貸し付たりしてるんですけど、先ほどのこの課税標準額の 4％というのがちよつとよく分からなかったのと、算定の計算方式、できたら教えていただけたらと思います。

答（文化スポーツ） 地域交流施設内自動販売機貸付収入の積算根拠という御質問だと思いますけれども、これは使用料及び手数料条例に定めます建物内におけます自動販売機の使用料 1 平米当たり 3,500 円というのがございます。これ以上の金額を入札で求めるといってるところになりますので、予算計上についてはこの最低価格のところを予算計上させ

ていただいております。

答（経済環境） 高浜エコハウスの貸付収入でございますが、こちらのほうにつきましては商工会のほうが使用する土地建物に対する貸付収入でございます、この係る部分の土地建物の固定資産税課税標準額の4%を積算してございます。

問（13） 今の御答弁でいくと、それぞれ4%ずつ課税標準額に掛けて算定したということとでいいのかなと思うんですが、そういうふうに理解したんですけど。ケアハウス貸付収入についてもこれどちらになるのかと算定方法についても教えていただきたいと思います。

答（介護障がい） ケアハウス貸付収入でございますが、湯山町にありますケアハウス湯山安立の貸付収入でございます。金額につきましては、当初算定をしております契約書に記載された貸付金額ということでお願いをしておるところでございます。

問（13） 今のものについては後でも結構ですので算定の方法について教えていただきたいのと。ケアハウス湯山安立だと多分これは社福さんなのかなと思うんですけど、そのあたりも併せてどうしてこういう契約になったのかについて、後でも結構ですので教えてください。

委員長 答弁されますか。

答（介護障がい） ちょっとどうしてこういう契約という意味がちょっと私分からなかったんですけども、当初、PFIでこの建物を建設しております、そのときに積算した土地、建物の賃貸借料というふうに理解をしております。

問（13） 多分、社会福祉法人さんがされてるのかなと思うんですけど、そこに対しての土地建物を今回それで収入で頂いてるってところがちょっと私それがよく分からなかった、ほかのところとも比較するとどうなのかなってところを御説明いただきかったのと、あと算定方法についてはまた教えてください。後でも結構ですのでお願いします。

答（介護障がい） 社会福祉法人に貸与しておりますが、当初PFI方式で建物を建設をしております、造って買い取った建物を長期にわたってその建設費用を回収するという意味合いで積算をしてこの賃借料の算定をしておるものでございます。

問（13） 今の理由で何となく分かってきたんですけど、PFIで結局いわゆる平準化し

て支払う金額が来年度がこの金額ですよってということだと思うんですけど、これ何年契約になってるのかなっていうのと、当初の P F I の金額も分かれば、後でも結構ですので教えてください。

答（介護障がい） 契約期間につきましては、建設時から 20 年の契約で締結をしておりますが、現在、自動更新で延長をしておるような状況でございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、16 款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 00 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

答（税務） 午前中に 13 番議員より御質問を受けました、予算書 58 ページ、59 ページ、個人市民税の納税義務者数、それから法人市民税第 1 号法人の納税義務者数のエビデンスについてお答えいたします。

個人市民税につきましては、過去 5 年間の納税義務者数の増減数を考慮しまして積算したものでございます。続いて、法人市民税の第 1 号法人につきましては、令和 6 年 4 月 1 日現在の法人数をベースに予算計上時までの時点の法人の設立、設置数及び廃止、解散数を考慮した納税義務者数より積算したものでございます。

17 款 寄附金

委員長 質疑を許します。

問（12） 予算書 83 ページ、17 款 1 項 1 目 2 節ふるさと応援寄附金につきまして、6 年度、1 億 2,000 万円だったのに対して 7 年度、1 億円となっているんですが、その理由についてお願いします。

答（総合政策） 予算書 83 ページのふるさと応援寄附金でございますが、令和 6 年度につきましても 3 月補正で減額をして、結局 7,500 万円を見込むというようなところで補正をかけております。そうした実績から鑑みまして、令和 7 年度につきましては、ぜひとも一つの区切りである 1 億円は目指したいというところで 1 億円という計上をさせていただきました。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、17 款の質疑を打ち切ります。

18 款 繰入金

委員長 質疑を許します。

問（13） 各繰入金後の残高について、昨年同様、教えていただきたいのと。今回、地域福祉基金繰入金、それから森林環境譲与税基金繰入金、それから港湾環境対策基金繰入金、これらに対しては今回、項目節でなかったんですけど、その理由についても併せてお答えいただきたいと思います。

答（財務） 繰入金の残高についてでございます。財政調整基金が残高の見込みとして 8 億 9,006 万円ほど。公共施設整備基金の繰入れの残高として 213 万円ほど。港湾環境対策基金の残高は 3,200 万円ほど。教育振興・子育て支援基金が 108 万円ほど。森林環境譲与税基金が 630 万円ほど。都市計画事業基金が 63 万円ほど。まちづくりパートナーズ基金が 93 万円ほど。職員研修基金が 280 万円ほど。たかはま・夢未来基金が 77 万円ほどでございます。

答（土木） 港湾環境対策基金繰入金がないということで、令和 6 年度はしゅんせつ工事

の一部を負担したということで繰入れを行っていましたが、令和7年度は実施しないということで繰入金のほうが計上されておられません。

答（学校経営） 奨学基金の残高ということですが、現在、数字のほうは把握しておられません。

答（総務部） 奨学基金の残高ですけど、1,300万円ほどになります。

問（13） 公共施設整備基金繰入金の残高は御答弁がありませんでした。それから地域福祉の基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金…

委員長 公共施設整備基金につきましては、答弁して見えます。

問（13） すいません、ちょっとよく聞こえなかったんですけど、すいません。お願いします。あと2つ、ないものについてはちょっと御説明がなかったんでお願いします。

委員長 森林環境譲与税、港湾については、答弁いただいておりますが。

答（健康推進） 地域福祉基金の6年度末現在高につきましては、240万円弱ぐらいとなっております。

問（13） 地域福祉基金繰入金、今回、繰り入れられなかったというのは特に繰り入れる必要がなかったってことだと思うんですけど、昨年度繰り入れられてるものですか何が違うのかなっていうのがよく分からないのと。

あと財調がさっき7億幾らって言ってたんですけど8億9,600万円ですかね。これどっちが正しいんですか、よく分からないんですけど。これ違ってきちゃうのは何でなのかよく分からないんですけど。

答（総務部） 7億っていうのは、今回7年度当初予算を組むのに繰り入れた金額で、だから繰入金ここ予算書を見ていただくと7億8,200万円ってありますよね。そのことを私言いましたのでよろしくお願いします。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、18款の質疑を打ち切ります。

19 款 繰越金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、19 款の質疑を打ち切ります。

20 款 諸収入

委員長 質疑を許します。

問（13） 87 ページの駐車場収入なんですけど、これどこに充たるのかというと貸付料の根拠について教えていただきたいのと。保育園の駐車場貸付料、これどこなのか、内容、貸付相手と貸付料の算定根拠についても併せてお願いしたいと思います。

答（こども育成） 駐車場貸付収入はこども育成グループで2種類ございまして、1つが保育園の関係職員等への貸付けということで保育園駐車場貸付料、こちら吉浜北部保育園になります。正規職員と会計年度と総合サービスに貸付けをするという、使用するものについての収入となります。同様に駐車場貸付収入のほうに幼稚園の職員、総合サービス、会計年度任用職員の使用する駐車場についての収入というふうに2つに分かれて計上させてもらっています。

答（財務） 駐車場収入についてでございますけれども、財務グループとしましては職員用の駐車場、それからサンコート三高の駐車場、そして公用車を駐車しております、いきいき広場と本庁との間の駐車場、それから向山町にある駐車場のそれぞれの収入を計上したものでございます。

問（13） 職員だったり、会計年度さんだったり、それから総合サービスさんなんですけど、これそれぞれ1か月みんな同じ金額ですか。どういう金額なのでしょう。

それから駐車場貸付金額につきましても算定根拠についてお答えがなかったのでお願いしたいと思います。

答（こども育成） 一律1か月1,400円となっております。

答（財務） 財務グループの貸しております駐車場としまして、職員用が来年度は 1,400 円を予定しております。それからサンコート三高の駐車場は一月 6,400 円。そのほかの駐車場につきましては 3,000 円を予定しております。

問（13） それぞれ違うんですかね、人によって、その職種によって違うのかっていうところが今の御答弁だとよく分からなかったので再度御説明いただきたいのと。

あと 89 ページの小学校給食費、中学校給食費なんですけど、こちらがいわゆる今回の公会計に伴って就学援助をもらってるお子様についてもこちらに入ってきてるのかどうか、そのまず確認をしたいのと。あと例えばその下だと幼稚園の職員給食費とかで、ほかのところ職員の給食費が入ってるんですけど、小学校、中学校が見当たらないんですけど、どこかあるのでしょうか、それかここに含まれてるのかどうか、そのあたりがちょっとよく分からないので御説明をいただきたいのと。

あと、その下の病後児保育利用者負担収入で 1 万円だけ上がってるんですけど、毎年少ないなと思ってんですけど、そのあたりの 1 万円についても御説明いただきたいのと。

あと防災行政ラジオ実費負担収入、これ現在の在庫数について教えていただけたらと思います。

答（学校経営） まず学校給食費の御質問でございますが、就学援助を受けている児童生徒が含まれているかという御質問ですが含まれております。教職員の分はどうなっているのかという質問ですが、小学校給食費及び中学校給食費の中にそれぞれ教職員分も含んで積算しております。

答（こども育成） 病後児保育利用者負担収入でございますが、ここ数年利用者が出てきているところの中で、利用頻度に応じた形で 5 回程度、1 回 2,000 円で見込んでございます。

答（防災防犯） 雑入の防災ラジオの在庫の数という御質問だと思います。現在が約 240 台となっております。

問（13） 今、給食費の関係で小学校、中学校は職員の分がここに含まれてますよってことだったんですけど、例えばその下の幼稚園だと職員と子供と分けてるんですけど、これ私が勝手に想像するには小学校、中学校は職員と教職員が同じ金額だから入って、幼稚園は違ってるから別になっているのか、そのあたりの違いについても御説明いただけたらな

と思うんですけど。

その下の地域交流施設電気料金実費収入、これってT S C分になるんでしょうか。ちょっとどこの分なのかよく分からないので教えてください。

答（学校経営） 学校給食費でございますが、教職員と児童生徒の分を分けて積算してるのかということでございますが、臨時交付金の部分は児童生徒のみの適用で積算をさせていただいております。教職員につきましてはこれまでどおりの小学校 300 円、中学校 350 円で積算をさせていただいております。

答（文化スポーツ） 地域交流施設電気料金実費収入でございますけれども、こちらは自動販売機の電気代ということです。

答（こども育成） 幼稚園職員給食費実費収入、幼稚園児給食費実費収入につきましては、科目を分けているのは保育園の科目の分け方に合わせて、保育園のほうも職員と園児で分けてますのでそれに合わせて分けてるだけで、金額的には1食 300 円で変わりはありません。

問（13） 今、地域交流施設の電気実費がこれ自動販売機ですってことなんですけど、ほかのところの自販機の電気収入っていうのが上がってるのか上がっていないのかちょっとよく分からないのと、もし上がっていれば教えていただきたいし、どこかに含まれてるのであれば含まれてるってことで教えていただきたいと思います。

あと宅老所の送迎利用者実費収入、こちらの積算根拠についても教えていただきたいのと。

あと 91 ページ、宅老所喫茶コーナー実費徴収金、こちらが新規で上がってるので教えていただきたいのと。

あとその下の講座受講料、こちらも新規で上がっておりますので内容について教えてください。

答（総務部） 自動販売機の電気料金についてですけど、89 ページの 10 節雑入の中の市庁舎電気料金実費収入 4 万 7,000 円がございます。この中に庁舎の自動販売機の電気料金が含まれております。

答（総合政策） ふれあいプラザに設置してある自動販売機の電気使用料ですが、91 ページの雑入のふれあいプラザ電気収入で 2 万 5,000 円計上しております。

答（健康推進） 予算書 89 ページ、宅老所送迎利用者実費収入の積算につきまして、足腰に不安がある方のために利用者の自宅から宅老所まで運行する送迎バスとなりまして、直近 3 年間の実績に基づく計上となっております。

続いて、91 ページの宅老所喫茶コーナー実費徴収金につきまして、今年度まで介護保険特別会計で計上しておりました宅老所喫茶コーナー実費徴収金について、先ほどの御説明のとおり国庫補助金を受け入れにする必要がありましたので、一般会計に付け加えたものとなります。

答（地域福祉） いきいき広場の電気使用料ですが、87 ページのいきいき広場収入の 2 行目、自動販売機電気使用料実費徴収金ということで 24 万 4,000 円計上しております。

答（防災防犯） 防災ラジオの積算根拠という御質問でございます。平成 26 年度から販売を開始しておりますが、当時、1000 台作りまして、1 台当たりの単価が 3,000 円ということで実費で 3,000 円を設定をしております。

答（総務部） 先ほど私が自動販売機の電気料金、89 ページの市庁舎電気料金実費収入 4 万 7,000 円、これは庁舎の地下の自動販売機の電気料金がここに含まれてます。91 ページの上から 4 つ目、市庁舎会議棟光熱水費実費徴収金 14 万 6,000 円の中には会議棟の前にある自販機の電気料金が含まれております。

答（文化スポーツ） 予算書 91 ページ、講座受講料についての御質問でございますが、こちらは古文書手ほどき講座を行っておりまして、その受講料でございます。

答（防災防犯） 私、先ほど実費というところで申しましたけども、実費であったのか、あとは近隣市の販売価格をならしたところがあると思います。いずれにせよ、そういった形で削減という形になってございます。

問(13) 自治総合センターコミュニティ助成金、こちらが新規で上がってるんですけど、こちらの内容について御説明いただきたいのと。

ボートレースチケットショップ高浜環境整備協力金、こちらが昨年より減額で予算計上されておりますので、こちらの理由についてもお願いします。

答（総合政策） 予算書 91 ページ、自治総合センターコミュニティ助成金でございますが、こちらにつきましては毎年まちづくり協議会が必要な備品とかを整備する際に活用させていただいておりまして、3 月末に交付決定がされることが常になっておりまして、例

年6月補正予算で計上していましたが、令和7年度においては当初予算から毎年頂けるので計上していこうということで令和7年度は当初から計上をさせていただきました。

同じページのボートレースチケットショップ高浜環境整備協力金につきましては、実績に基づいて計算をしておりますので、実績がややちょっと下がっているのかなというようなところでこの金額を計上しております。

答（防災防犯） 自治総合センターコミュニティ助成事業の310万円のうち70万円が消防団のほうで移動式のファンミストの発生機を購入させていただくものでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、20款の質疑を打ち切ります。

21 款 市債

委員長 質疑を許します。

問（13） 市債の総務債のふれあいプラザ改修事業、民生債のいきいき広場、老人憩の家、それからその下の児童福祉債で保育園の改修事業、それぞれどこに充当されるのか教えてください。

答（財務） 市債の総務債のふれあいプラザ改修事業でございます。こちらは南部ふれあいプラザの非常用階段改修工事の財源として活用するものでございます。

続きまして、民生債のいきいき広場改修事業でございます。こちらのいきいき広場の高圧変電設備経年劣化対策工事費、こちらの財源として活用するもの。また老人憩の家改修事業につきましては、高浜老人ふれあいの家改修工事費に充当するものでございます。また民生債の保育園改修事業につきましては、吉浜北部保育園の遊具の設置工事費の財源として活用するものでございます。

問（13） 今お答えいただいたところ、これどれが何割が市債というか、どれだけ充てているのかお願いします。

答（財務） 市債の充当の割合でございます。ふれあいプラザ改修事業は 75%を予定しております。また民生債、いきいき広場の改修事業が 90%、老人憩の家改修事業は 80%、保育園改修事業は 80%を予定しているところでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、21 款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 24 分

再開 午後 1 時 28 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

<歳出>

1 款 議会費

委員長 質疑を許します。

問（13） 議会のほうで、先ほど副市長がおっしゃったように視察につきましては補正で上げればいいというような発言があったんですけど、やはり補正っていうのは災害とか国から急遽交付金が入った場合に行うということが私は正しいと思っておりますので、補正ありきでは当初予算の意味もなくなりますので、そのあたりのお考えについて明確にお答えいただけたらと思います。

委員長 倉田委員に申し上げます。議会費につきましては既に各派代表者会議で事務局から説明を受け、質疑の機会があったかと思えます。ここで質問をしなければならない理由をお答えください。

答（13） いや、私は意見を出したんですけど、議長の一存で切られてしまったので、そ

の意見に対してはお答えいただいてないのでお答えいただきたいということでお願いしたいです。

「暫時休憩。」と発声するものあり。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 30 分

再開 午後 1 時 30 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長から発言されますか。

答(議長) 各派代表者会議等でもお話しましたが、2年間視察をしていないということ、あと先ほど来予算のほうでもありましたが、予算を削ってほしいという依頼がありましたので、議会のほうでは2年間視察を行ってないということで議会費を計上しないということで皆さんの御理解をいただいたと思っております。

委員長 ただいまの議長の答弁につきまして、先般の各派代表者会議のほうで賛成ということで決まりましたので、この件につきましては、打ち切らせていただきます。

ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、1款の質疑を打ち切ります。

2 款 総務費

委員長 質疑を許します。

問(8) 2点お願いします。99 ページ、2 款 1 項 3 目、町内会運営支援システム使用料

についてお伺いいたします。令和 7 年度は若干増額となっておりますが、まだ取り組みを開始して間もないですが、現在の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

もう一点、117 ページ、2 款 1 項 16 目、防犯カメラ設置工事費についてお伺いいたします。100 万円程度を増額しておりますが、内訳をお聞かせいただきたいのと、また令和 7 年度で合わせて何基になるのか教えてください。

答（総合政策） 予算書 99 ページ、2 款 1 項 3 目、市民活動運営事業、町内会運営支援システム使用料でございますが、令和 6 年 12 月にシステム事業者と契約をしてモデル的に先行して実施をしていただける町内会さんに希望調査を行ったところ 6 町内会が手を挙げていただきましたので、まずその 6 町内会が 3 月の初め、つい先日ですが会長、副会長さんにまず向けてこういったことができるという説明会を行いました。

今後、この 3 月中下旬にかけて、町内会さんは管理者になりますので管理者向けの説明会を実施してまいります。それを経て一般会員の方にシステム、アプリなんですけども、導入を、入れてもらえるような P R を行っていくとともに実際の本格運用を始めていきたいと考えております。

また令和 7 年度の最初のほうの町内会行政連絡会で使った感じを報告いただいて、まだ導入していないほかの町内会さんにも導入を呼びかけて、なるべく多くの町内会さんに活用していただけるよう周知をしていくというような予定をしております。

答（防災防犯） 117 ページ、防犯カメラ設置事業でございます。今年度は昨年よりも 106 万 5,000 円の増加をお願いし、371 万 8,000 円の予算をお願いしているところでございます。

令和 6 年度の内訳が、まず新設が 3 基、更新が 1 基、合わせて 4 基でございました。令和 7 年度にお願いさせていただくのは、新設が 2 基、更新が 2 基、合わせて 6 基の前年度比 2 基の増設となっております。令和 7 年度この新設の 2 基を加えまして、令和 7 年度末で市内に 49 基の防犯カメラの設置状況になる予定でございます。（後述訂正あり）

問（５） 主要新規で 3 件お聞きしたいと思います。

まず主要・新規事業のナンバー 1、文書管理システム導入業務委託についてですが、具体的にはどのような書類が電子化され、文書処理事務の効率化が図られるかについてお聞かせください。

答（防災防犯） 先ほどの岡田委員のところで、私、7年度のカメラの内訳が、新設2基、更新2基と言ったかもしれませんが、新設が2、更新が4、合わせて6基ということでございます。

委員長 それでは野々山委員の質疑の答弁をお願いします。

答（総務部） 主要・新規事業等の概要のナンバー1、文書管理システム導入委託料の関係で、まずどういった文書が電子化されるんですかというところでございますが、基本、例えば収受するものについてもPDF化すればそこで電子化されます。一番大きなものとしては、今まで紙文書で起案をしておりました。これが電子文書での起案という形になりますので、決裁はこれまでは紙文書で例えばリーダーが印鑑押して、その後部長決裁であれば部長が印鑑を押して、それで決裁完了でした。それが電子化されることによってシステム上で決裁が行われますので、例えば部長決裁であればリーダーがまず承認します、システム上で。そしたら部長のほうにメールで決裁文書が来ますのでそれで分かりますので、そこで部長が承認をするというような形で全てそういったものが、今まで紙文書でプリントアウトして決裁を回しているのが全て電子、原則電子化されるというような形になります。

あと効率化につきましては、そういった部分では紙文書で今まで決裁を行っていたのがシステム上で決裁が行われますので、例えばいきいきのほうからわざわざ文書持って来なくても、システム上で、例えば副市長、市長決裁についてもシステム上で決裁が行われることになるというようなことで大部効率化を図れる。また文書の収受から決裁、それと文書の保管、廃棄までがこのシステムの中で完結できるようになりますので、そういった部分ではかなり文書管理の事務の効率化を図れるというふうに考えております。

問（5） 次にナンバー2のキャッシュレス決済導入業務委託等についてですが、まず具体的にあいち電子申請・届出システムでは、どのような手続に対して支払手続ができるのか。また、他市もいろんな手続をされていますが、高浜市でも同様なものが使われるのかについてお聞かせください。

答（ICT推進 主幹） キャッシュレス決済導入業務委託等についてどのような手続で使えるのかというふうなことでございますが、高浜市として今後取り入れていくものということになりますが、ほかの自治体の例を見てまいりますと、例えば住民票を郵送で発行

してほしいというふうな場合、市外の方が発行してほしいというときに、今ですと郵便小為替を郵便局さんで買ってそれを送ってくださいうというふうな手続になりますが、それをこのサービスを使うことによってキャッシュレスでその分をお支払いすることができるといったことを行っている自治体もございますので、そういった利用が想定できるかと思います。

問（５） ３つ目の質問ですけども、主要・新規のナンバー４、被災者支援システム構築業務委託についてですが、これはマイナンバーカードとの連携はあるのかについてお聞かせください。

答（税務） 被災者支援システムとマイナンバーが連携しているかについてお答えいたします。こちらにつきましては連携はしておりません。なお、各種データの取り込みにつきましては、基幹系システムより家屋のデータ、それから住基のデータをシステムに取り込む仕様となっております。

問（14） それは３点お願いいたします。99 ページ、12 節委託料で訴訟等業務委託料 300 万円計上されてますけど、この積算根拠。

それからもう一つは、使用料及び賃借料の町内会運営支援システム使用料 79 万 2,000 円、この内容。

それからもう一つは、町内会活動事業費補助金 2,735 万円、これの積算根拠を教えてください。

答（総務部） まず予算説明書の 99 ページ、文書管理事業の訴訟等業務委託料 300 万円の積算根拠ということでございます。当初予算編成時の 12 月時点では２件の訴訟が継続している状態にありました。また、近年複数に常に何件か訴訟が新たに提起されたりとか、行っておる関係上のところで今回の積算といたしましては、現在継続中の案件これが大体 1 件 100 万円ぐらい見込んで 200 万円、それと 7 年度中に新規の案件で 2 件ぐらい提起される可能性があるだろうということで、これは 1 件 50 万円とみて、50 万掛ける 2 件で 100 万円と合計 300 万円で積算をしております。

答（総合政策） 予算書 99 ページ、町内会運営支援システムの中身でございますが、行政と町内会の連合会の連絡、やり取り、チャットのようなやり取りができる仕組みや、広報や回覧物などを回覧できる電子回覧板機能、あとはチラシ等の電子ファイルを共有でき

るファイルライブラリ、グループメッセンジャー、会員証機能といったような機能を有するシステムの使用料ということで、月額の基本料としては月々3万円、それに加えて10町内会までの月額システム使用料が1万円で、令和7年度中にできれば全部の町内会を網羅したいと考えておりますので、プラス8町内会分というような使用料で合計して79万2,000円となっております。

続きまして、町内会活動事業費補助金の積算根拠につきましては、こちらにつきましては町内会活動事業費補助金交付要綱に基づきまして3つございます、加入世帯割額、プラス面積割額、プラス均等割額というようなもので積算をしております。加入世帯割額につきましては、市長が定める額に5分の4を乗じて得た額を規定による申請書の提出が行われた日の属する年度の前年度の10月1日現在の各町内会の加入世帯の比率に応じて案分した額。面積割額につきましては、市長が定める額に5分の1を乗じて得た額を規定による申請書の提出が行われた日の属する年度の10月1日現在の各町内会の区域面積の比率に応じ案分した額。均等割額としては10万円というような形でこれを積算に基づいて各町内会に補助するというような形になっております。

問（6） 予算書の125ページ、2款3項1目、戸籍振り仮名収集業務委託料についてお聞きします。こちらは令和7年5月26日より改正戸籍法が施行され、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることにこととなったことに伴う業務委託料かと思えますけれども、はじめに制度の概要について教えてください。

答（市民窓口） それでは、制度の概要についてお答えさせていただきます。令和5年6月2日に戸籍法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、同月9日に公布されました。これにより、従前氏名の振り仮名は戸籍上記載されておらず、法律上の根拠がありませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に新たに氏名の振り仮名が追加されることになりました。戸籍に氏名の振り仮名が記載されることで行政サービスのデジタル化の促進、本人確認情報としての利用、各種規制の潜脱行為の防止の効果が期待されておるところでございます。

問（6） 次に戸籍の振り仮名が記載されるまでのスケジュールを教えてください。

答（市民窓口） 戸籍の振り仮名が記載されるまでのスケジュールでございますが、はじ

めに戸籍に記載される予定の振り仮名の通知を行います。具体的には住民票に記載されている振り仮名等を参考に本籍地にある市区町村から、原則として戸籍の筆頭者宛てに戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名を通知します。通知書は戸籍単位で送付し、戸籍内で別住所の方は住所地ごとに送付されます。本市においては令和7年8月頃の発送を予定しております。

次に振り仮名の通知が届きましたら、内容を確認していただき、記載内容が日常使用している振り仮名と同じ場合は届出は不要で、令和8年5月26日以降に通知に記載の振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。逆に通常使用している振り仮名と異なっている場合は、施行日後の1年以内に限り、氏名の振り仮名の届出をすることができますので、必ず届け出ていただき、受理されれば、届け出た氏名の振り仮名が戸籍に記載されることになります。

なお、制度の施行日、令和7年5月26日以降に出生等により初めて戸籍に記載される方につきましては、さきに述べた手続によらず出生届等の届出時に合わせて、その振り仮名を届け出ることになります。

問（6） もし施行日から1年以内に届出ができなかった場合ですけれども、こういった手続になるか教えてください。

答（市民窓口） 施行日から1年以内に届出がなかった場合には、通知した氏名の振り仮名が戸籍に記載されますが、この場合、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに振り仮名の変更の届出ができます。

なお、既に届出をした氏や名の振り仮名を変更した場合には、家庭裁判所の許可が必要になります。

問（6） では最後に市民への周知の方法と業務委託料の委託内容について教えてください。

答（市民窓口） 市民への周知については、今後、市の広報やホームページで周知をしてまいる予定でございます。

次に、振り仮名の収集業務委託の委託内容でございますが、こちらについては、振り仮名通知を行うに当たり、データ編集や通知の印刷、仕分け等の業務を委託する予定でございます。

問（10） 先にちょっと確認をさせていただきたいんですけど、先ほどの 99 ページの文書管理システムの関係ですけれども、決裁がデータでやれるというお話を先ほど総務部長言われましたけれども、例えば市長とか副市長が外に出ているときにタブレットで決裁ができるとかというようなことが可能なのかなのかどうなのかってということだとか、それからそのシステム自体は議会においても利用できるものなのかなのかどうなのか、そこら辺のところがあれば教えていただきたいと思います。

答（総務部） まず一点目の市長、副市長が外に出ているときも決裁の承認ができるかということですが、基本、今回入れるシステムはパソコンのほかタブレットやスマートフォンでの利用も可能ということですので、例えば市長が出張しているときでも急ぎで決裁を仰ぎたいものがあればそこで承認をしていただくことが可能というところでございます。

あと議会への運用ということですが、例えば事務局サイドで起案して議長決裁、そういったものについてはこのシステムで利用が可能ということです。例えば議長さんがタブレットないしパソコンで決裁の承認を受けることも可能というふうに聞いております。

問（10） それでは次に、主要・新規のナンバー 3、防災活動事業、防災倉庫購入費でありますけれども、ここの事業を計画するに至った経緯というのはありますけれども、備品等が増加しておるというのは、これは品目が増えとるということなのか、準備する数が増えとると、増やしているという意味なのかこれはどちらでしょうか。

答（防災防犯） 防災倉庫の御質問をいただきました。中に入れるものの種類が増えているものもございまして、数が増えているものもございまして。そういったものを新たな倉庫に入れていきたいというものでございます。

問（10） それと日々防災備品も進化をしておると思うんですけども、新しいタイプのものが出てきた場合、結局古いタイプを、それも使ってきますよという意味合いは分らないんですけども、やはりより便利で快適な避難所生活が送れるための備品ということを考えれば新しいものにしていくなさざるを得ないというふうに思うんですけども、古くなったものに関してはどのような取り扱いをしていくのか、お考えがあれば。

答（防災防犯） まさに委員おっしゃるとおりで新しい備品が出てまいります。古い備品で型落ちというか、ちょっと今の時代には使いにくいなっているものが正直あります。先ほど言った倉庫にもスペースに限りがございますので、そういった古いものは随時廃棄の

方向で検討していきたいなとは思っております。

問（10） 今回この予算の中で言うと、令和9年までに防災倉庫を8基整備するというところで書いてあるんですけども、要は防災っていうのは一日でも早く準備をするということが大事なことだと思います。いついつまでにやるという目標が書いてありますからこれはこれで評価ができるんですけども、予算にもし余裕ができることがあれば、中途半端であるかもしれませんが、とりあえず小学校どこか1校は先にやれるのかな、そういうことがあれば即時それをやっていついていただきたいなというふうに思うんですけども、そのようなお考えのほうはどうでしょうか。

答（防災防犯） 1か所でも先行してたくさん整備してはどうかというところがございますけども、基本的には今の小学校でしたら、4つの小学校、中学校だったら2つですけども、基本的には足並みを揃えて充足をさせていこうかなというふうに考えております。

問（11） 私もナンバー1で少しお聞きしたいと思います。庁内の整備を行う、あるいはデモを行うということですが、どの程度を実施されるかお聞きしたいということと。例規の整備をしなきゃいけないということですが、かなり大きな修正があるのか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

答（総務部） まずデモにつきましてはこのスケジュールを見ていただきますと、ナンバー1のほうにまず業者の選定等、例えば4月から8月にかけてプロポーザルでこれを実施していきます。その後業者が決まってきましたらその業者のほうから例えばまずは文書法規の担当へのデモンストレーション、そういった説明をしっかりと受けた中で、さらに職員のほうにも一度そういった説明会を開いていただくようなことを一応考えております。

あと例規のほうにつきましては、今まで全部紙で行っていたものを電子化していきます。当然決裁のほうも、会計の支出調書こちらはまだ紙で残ってきますけど基本それ以外のものは原則電子で文書の収受から、できるものはあと決裁、それと保管。そうなってくると今の文書法規担当が所管する文書管理規程ですとか、あと決裁規程ですとか、そういったものがいろいろ多分全庁的に影響してくるんじゃないかなというふうに考えております。そういうのもあって、一応この1年間通してこの庁内のその辺の例規改正への周知、それと実際の例規整備、ここを1年かけて実施することによって令和8年4月からはこのシステムで電子決裁が導入できるように準備を進めてまいりたいと思っております。

問（11） では当初予算書の 123 ページ、主要・新規ナンバー 4 の被災者支援システム構築業務委託料ということですが、なぜこのタイミングでの予算計上になったのか教えてください。

答（税務） 被災者支援システム構築業務委託につきまして、なぜこのタイミングで予算を計上したのかについてお答えいたします。令和 6 年 1 月に発生しました能登半島地震での石川県志賀町への職員の派遣を通じ、現状の紙媒体での被害認定調査では被災者へ罹災証明書を迅速に交付することができず、生活再建が滞る可能性があることが判明したこと、及び、今後の南海トラフ地震の発生に備えまして災害対策の強化を図る必要があるということで今回予算計上させていただきました。

問（11） 導入の具体的な効果っていうのは、どれぐらい認識されてみえるのか教えてください。

答（税務） このシステムの具体的な効果につきましては、家屋の被害認定調査の時間短縮、それから罹災証明書発行の迅速化、被災者それから被災者情報の台帳管理による誰も取り残さない生活再建支援、避難行動要支援者の安全な支援など最新の情報を用いたデジタル化によりまして効率的に被災者の生活再建支援を図ることができるものでございます。

問（11） それでは具体的にどの程度、これを導入することによって被災者の皆様方に時間短縮が図れるのか、分かれば教えてください。

答（税務） 時間短縮の件ですが、手作業による時間に対し 2 分の 1 程度になると想定をしております。1 世帯当たりの家屋被害認定調査にかかる時間は 4 時間から半分程度ですので 2 時間程度となる見込みでございます。

問（11） 分かりました。大災害ということでありますけど、風水害、特に台風の被害、そういったものにもこれが適用できるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

答（税務） 台風などの水害時にも使用できるかということですが、もちろん水害時にも使用することができるものでございます。茨城県ではこの当システムを使用したことによりまして、同様の被害を受けた周辺自治体と比べまして早急な対応ができたという事例がございます。

問（11） そうしますと近隣市でどれくらい今、導入実績があるのかを教えてください。

いと思います。

答（税務） 近隣市の導入状況でございます。碧南市は令和 7 年度に導入予定でございます。知立市、刈谷市は令和 8 年度に導入予定でございます。なお、安城市につきましては現状未定でございます。

なお、県内の自治体におきましては、名古屋市、春日井市、大治町で導入しておりまして、全国では 310 自治体以上の導入実績がございます。

問（11） これを見ますと財源が全て一般財源からなってますけど、これせつかくのものですから国の補助金等は活用できないのか、お教え願いたいと思います。

答（税務） 補助金の活用につきましては、先般、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 T Y P E 1）というものですが、その対象となるため交付申請を今しているところでございます。

なお、交付決定された暁には、この事業費の 2 分の 1 が補助対象となるものでございます。

問（11） 災害時のときは当然のことながらと思いますけども、普通の平時においてもこのシステムを有効的に活用することができるのかどうか教えていただきたいと思います。

答（税務） 普段においてこのシステムを活用できるのかっていうところですけども、現在、地域福祉グループで行っております避難行動要支援者の名簿、それから個別避難計画の作成や管理に使用するものでございます。

なお、このシステムの導入によりまして地域福祉グループで使用しておりますシステムにつきましては、このシステムの導入後、今後使用しなくなる予定でございますので現状地域福祉グループで使用しているシステムのバージョンアップ等にかかる費用については生じないこととなります。

また併せて被災者の情報についても一元管理がこれによって可能となるものでございます。

問（11） しっかり地域福祉グループとの連携も図っていただいて有効的にこのシステムを活用していただけたらと思っております。

仮にその回線が遮断によりシステムが使用できなくなるようなことがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

答（税務） 回線の遮断によりシステムが使用できなくなるかっていうところですけども、これはL G W A N網を使用しているところですけども、このL G W A N網が災害により遮断された場合につきましては当該システムだけでなく基幹システム全体が使用できなくなりますが、この能登半島地震におきまして数日間でL G W A N網が復旧されたところですので被害認定調査の開始への影響はほとんど見られないというところでございます。

問（11） くしくも3月11日今日2時何分ですか、東北大地震がありました。こういうことから見ると、ほかの被災地にも活用実績はあったのかどうか、お教え願いたいと思います。

答（税務） 活用実績につきましては、まさに今委員おっしゃられたとおり、東日本大震災や熊本地震、東日本におきましては台風、後は冒頭申し上げました能登半島地震など100以上の被災地におきましてこの活用実績があるところでございます。

問（11） 今まで質問させていただいて、このシステムがどれくらい福祉と連携しながら被災地の人たちに有効的なシステムであるということがよく分かりましたので、しっかり全庁挙げて防災機能を高める市民の安全・安心の向上のために取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

問（12） 全部で5件伺います。まず3件からいきます。

予算書103ページ、2款8項7目、1定員適正化事業に関して、職員採用試験委員報償金として2万5,000円とありますが、これ何名の委員に対しての報償金なのか、またこの委員はどのような方で構成されているのかについてお願いします。

2つ目が105ページ、2款1項8目、1広報広聴事業、広報配布委託料について広報紙の配布を町内会にお願いしているかと思うんですが、この委託料は各町内会までの運送料ということでよかったのかどうか。

3つ目が、113ページ、2款1項13目、1広域行政推進事業、平和首長会議パートナーシップ負担金が上がっていますが、市長も平和首長会議に参加されるなど平和に対する取り組みがなされております。昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞して今年被爆80年となるところ、刈谷市役所とかでは原爆に関するパネル展とか開催されているんですが、この80年高浜市として取組はどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

答（秘書人事） 103 ページ、2 款 1 項 7 目、職員採用試験委員報償金でございますが、まず何名の委員かということで 2 人になります。お 2 人の経歴につきましては、1 人は元テレビ局のプロデューサーを御経験されてる方、もう一人は人材の開発の専門職でございます。

答（総合政策） 予算書 105 ページ、広報配布委託料ですが、こちらは委員言われるように町内会の理事のお宅まで配布をするための委託料でございます。

次に 113 ページ、平和首長会議パートナーシップ負担金の部分で、令和 7 年度が被爆 80 年というところで市としての考え方でございますが、前回の 12 月議会のときに野々山議員からも御質問の中で私も答弁させていただきましたが、被爆体験の VR ゴーグルというものを広島市が無償で貸し出しをしております。そちらにつきましては既に仮予約をさせていただいておりまして、来年度どこかでできたらなというところを考えてございます。

またそれ以外に費用のかからない、いろんな貸し出し物も結構ありますのでそういったものもお借りしながら、できることをやっていきたいと思えます。

問（12） 次に 121 ページ、2 款 1 項 20 目、1 自衛官募集事業ですが、自衛官募集に関して地方協力本部に対して対象者のデータ、宛名ラベルで今後も提供されていくのかどうか。また除外申出制度の広報紙への掲載の扱いについてお願いしたいのと。

あと 125 ページ、2 款 3 項 1 目、3 戸籍住民基本台帳事務事業について窓口業務委託料が上がっているんですが、窓口に来られた市民の方から手続の際に何か小さな要望等があった場合、正規の職員が対応していれば些細なことでも上層部に伝わっていくのではないかなと思うんですが、現状、窓口業務を外部に委託している、これによってこうした要望等がそこで止まってしまう、上に伝わらないことがあるのではないかと懸念されるんですが、これについてのお考えをお願いしたいと思います。

答（総務部） まず予算説明書の 121 ページの自衛官募集事業ということで自衛官募集の関係で名簿提供を今後もしていくのかということなんですが、自衛隊のほうから要望がある限りそこは行ってきます。それとこの除外申出の関係、これを広報紙のほうでっていうことですが、今回から令和 7 年 4 月 1 日の広報紙に除外申出の関係について広報掲載を予定しております。

答（市民窓口） 125 ページの窓口業務委託についてでございます。委託職員が対応でき

ない場合は職員のほうで対応させていただいております。

問（13） では 97 ページの文書管理事業の法律相談謝礼なんですけど、こちら増になっている理由と、これがいわゆる顧問弁護士料に当たるのかどうかっていうところと契約内容。それから前から言ってるように弁護士の資格を持った方がお見えですので多分その方は行政にたけた法律についてこの間そういう方を採用されたと思うし、その後もそういうお勉強されてると思うんですけど、あえて来年度増やしてこのように予算計上されていることについて御説明をいただきたいと思います。

それから 99 ページの文書管理システム導入業務委託料、主要・新規事業のナンバー 1、こちら先ほどからずっとメリットの話をずっとお聞きしてきましたが、デメリットもあるということをお聞きしておりますのでそれについてはどのようにお考えなのかということと。あと今回プロポーザルで行うということですので、プロポーザルで行うことによる理由とか、多分メリットがあつてのプロポーザルとなりますのでそのあたりのお考えについても併せてお願いしたいと思います。

町内会運営支援システム使用料、これ結局アプリでやるっていうことだといわゆるスマホを持たない方への対応をどのようにされているのかっていうことと。それからいわゆる自治体も政教分離の原則っていうのがあると思うんですけど、町内会独自の回覧物についてはこのアプリに入れられるのか、特にそういう神社とかお寺とかそういった案内の中には町内会で回したりしてるところもありますので、そのあたりがちょっと非常にグレーかなっていうところもあるので市としてのお考えも併せてお聞かせいただきたいと思います。

答（総務部） まず予算説明書 97 ページ、文書管理事業の法律相談謝礼でございます。これ昨年度は 5 万円だったのを 16 万 5,000 円ということで、11 万 5,000 円増額をしております。これ以外に元々令和 6 年度は顧問弁護士委託料がございましたが、そちらは 7 年度は廃止をいたしまして、当然そういった法律問題等で任期付特定職員、弁護士の方もおりますが、外の弁護士から見たそういった考えも必要でありますので、またそういった専門的な例えば税のほうですとかそういったことでの法律相談等については、やはり外の方をお願いすることもございますので、そのこととしてこの 16 万 5,000 円を計上いたしております。

それと文書管理システムでございます。これは 99 ページの文書管理システム導入業務

委託料でございますが、これのデメリットということでございます。今のところデメリットっていう部分で明確なものというのが実際にどうなのかなというところはあるんですが、今回クラウドサービスになりますので、例えば災害とかがあった場合にそのデータが大丈夫なのかというようなことは当然心配されるようなことがございますが、その辺を当然そのプロポーザルの中でそういったデメリットの部分がどれだけ解消できるか、そういったことも含めて業者を決めていきたいと思っております。

答（総合政策） 予算書 99 ページ、町内会運営支援システム使用料でございます。スマートフォン持っていない方とかやらない方についての対応でございますが、スマートフォンを持って面倒くさいからやらないというような方につきましては、いつでもどこでも町内会の回覧物や広報、やり取りができるというようなところを説明をしてなるべく入れてもらえるような形でお願いをしていこうというところは町内会と協議をしております。ただスマートフォンを持っていない方もいるかと思えます。そういった方につきましては、そもそもそういった方もいるというのは想定をしている中で、そういった方については何もかんでもデジタルっていうところではなく、町内会、やっぱりそういった顔の見える関係というところ、そういった方は見守ってあげないと本当はいけないんじゃないかというところもありますので紙でのやり取りなどを引き続き続けて、町内会の良さであります顔と顔を合わせた部分、そういったところもしっかり残して両方と、便利なものを使える人はより便利に、なかなかそういったのに使えない人は、そこはしっかりと見守っていくというような形で対応していきたいと考えております。

また町内会が独自で回すような回覧物につきましては、現時点では神社とかの会員募集っていうか布教につながるようなものはそもそも回覧では流してはないと思うんですけども、基本的には町内会が回覧で流すものについてはこのシステムで流していただければいいかなと考えておりますが、同様に導入している自治体もありますのでそういったところの情報も収集しながら今後検討していきたいと思えます。

問（13） 先ほどの法律相談の謝礼なんですけど、結局これについては単価契約で行っていくっていうことなのかっていうことの確認をしたいのと、あと先ほどの文書管理システムのほうなんですけど、先ほどの御答弁で支出調書は紙で残るっていうふうにお答えいただいたと思うんですけど、これはなぜ残るのかっていうところについて御説明いただきたい

いなと思っております。

それから、次に地域内分権推進事業の委託料についてお聞きしたいと思っております。南部ふれあいプラザが若干指定管理料が減ってるんですけど、先ほどから喫茶室の使用料については南部ふれあいプラザに入るよっていうお話があったんですけど、前の御答弁でいくと指定管理者がこれどこが入るかっていうのを抱合するっていうことも聞いておりますので、そうなりとそちらでの売り上げもこちらに反映されているのかどうかについてお聞かせいただきたいのと。

あと各委託料についてはどのように委託料が出てくるのかってところで、例えば今年度のものについては精算をして戻すものは戻してるんじゃないのかなと思うんですけど、例えばまち協によっては収支報告が委託料と交付金、これごっちゃにして収支報告とか出てるところもあるんですけど、今回の委託料については精算をして前年の実績なのかどうか、どういう形になっているのかというところがよく分からないので教えていただきたいのと。

高取ふれあいプラザの借地料の増額、それから南部ふれあいプラザの改修工事、本年度耐震をされたと思うんですけど、なぜ後からこのように工事が追加になっているのか、工事内容についても併せて教えてください。

答（総務部） まず予算書 97 ページ、文書管理事業の法律相談謝礼については相談の都度の単価契約になります。

それと予算書 99 ページ、文書管理システム導入業務委託料、何で支出調書の電子決裁を入れなかったのかということなんですが、支出調書につきましては、まず財務会計システム、別のシステムで動いております。さらにそこと連動させることによって莫大な費用が生じますので、そこまでかけてやるメリットを感じなかった。それと、あと市金庫さんのほうに最終的に支払調書を紙で打ち出さないといけないということもあって、どっちにしろ打ち出さないといけないというんであればそこまでのメリットがないということで導入は見送りました。

答（総合政策） 予算書 99 ページ、まず南部ふれあいプラザの指定管理料についてですが、こちらにつきましては令和 6 年度につきましては工事をしておりましたので 1 階の喫茶スペースの運営をされる団体さんから頂く使用料、喫茶スペース分は頂かないとしてい

た、また光熱水費もその分は発生してないのでその分がなかったんですが、これで改修工事が終わりましたので令和7年度につきましては1階の喫茶スペースの利用料、光熱水費も1年分全部頂くというような形になりますので、それが指定管理者の収入に入ってきますので、その分のところ歳出の部分で委託料が減額というような形になっております。

また1階の喫茶スペースの運営をされる団体の売り上げがまち協に入るかというところでございますが、そちらにつきましては売り上げはまち協のほうには入ってこないというような形で契約となっているというようなところでございます。

次に、各ふれあいプラザの管理委託料でございますが、こちらにつきましては余ったら精算をして返還というような形で仕様書の中にも書いてございますが、一度だけ翼ふれあいプラザが使い切れなくて返還をされたところがありましたが、基本的には全部使われているのかなと。また交付金のほうとごっちゃになっちゃうというような話がありましたが、こちらにつきましては担当職員が会計簿を全部確認させていただきまして、そこがごちゃごちゃにならないような形でちゃんと整理をされているように確認を毎年しているというところがございます。

続きまして高取ふれあいプラザの借地料でございますが、こちらにつきましては課税標準額の4%というところで、それが上がっていけば借地料も増えてしまうというようなところがございますので御理解のほどよろしく願いいたします。

あと南部ふれあいプラザの改修工事費でございますが、こちらにつきましては耐震改修工事期間中に南部ふれあいプラザの建物とパン工房棟の間のひさし部分を撤去する必要が生じまして、それに伴って非常階段もくっついておりまして非常に老朽化が進んでいるため、この機会に一体的に改修工事を行うというような形で計上させていただいたというところがございます。

問(13) これ今回委託なんですよね。委託なんだけどここに、今の説明だと光熱水費も含まれてるっていうことなんですか。ちょっと委託で含まれてるっていうのがちょっとなかなか私は分からないんですけど、含まれているのであればそれぞれ幾らになっているのかについても教えていただきたいのと。

あと翼ふれあいプラザについては返還が過去にあったってことなんですけど、例えばうちで言うと吉浜だと利用者がなければ5時で閉めるとかいうふうだと確実に委託料って

いうのは多分満額で積算されてないのかなっていうところがあると思うと、いわゆる返還はあり得るのかなと思うんですけどそのあたりがちょっとどういうふうに積算をされているのかについて教えていただきたいと思います。

それから南部ふれあいプラザにつきまして、ひさしについてはこれ所有者っていうのは誰が設置したかっていうのは分かったのかどうかを確認したいのと。あと、資料 20 のまちづくり協議会、NPO 団体への交付金一覧ということで地域内分権推進事業交付金、それから市民予算枠事業交付金ってあるんですけど、今回この交付金に載ってるのが地域内分権推進事業の交付金に当たるのかなと思うんですけど、この市民予算枠と地域内分権の違いについて御説明いただきたいのと、この市民予算枠についてはどこに反映されているのか教えていただけたらと思います。

答（総合政策） 各ふれあいプラザの管理委託のところでございますが、光熱水費はこの中には入っていないくて、99 ページのその委託料の 1 個上の光熱水費あると思うんですけども 501 万 7,000 円、ここは各ふれあいプラザの光熱水費の費用となっております市が払っているというところでございます。

また管理委託料、先ほどちょっと説明が不足しておりましたが、これにつきましては 5 時以降の使用とかっていうのもあります。これ前年度実績で令和 7 年度はどれぐらい使われるかなというのを出示しておりますので実績に応じて算出しております。

南部ふれあいプラザの改修工事のひさしの部分の所有者でございますが、こちら当時の書類がちょっと残っておりませんのでどなたがやったかっていうのをちょっと分かりかねるところがあるんですけども、私も総合政策に来て 12 年たちますが、私が来たときにはあったので 10 年以上たっておりますので文書保存年限も過ぎておりますので確認ができないというところではございますが、パン工房棟から伸びておるひさしでございますので市の所有施設から出ておりますひさしですので市のほうで改修をするというような形で考えております。

最後、地域内分権推進事業交付金でございますが、こちら市民予算枠事業交付金との違いでございますが、地域内分権推進事業交付金は元々市が実施をしておりました事業、例えば公園管理事業だとか元々市が実施をしておりました事業を地域でやったほうが同じ金額でも、より効果的、効率的にできるというものは各まちづくり協議会の希望に応じて

同額を地域に交付して地域が担っていただくというような形で、元々市がやっていた事業を地域にお任せするために交付するのがこの地域内分権推進事業交付金でございます。

逆に市民予算枠事業交付金は、そうではなくて地域のやりたいを実現するための予算ということで、例えばお祭りだったりとかそういったようなことをやりたいというような申請に基づいて内容を審査して交付するものが市民予算枠事業交付金でございまして、そちらにつきましては予算書の 111 ページのみんなでまちづくり事業の交付金に計上しているというところでございます。

問(13) 今の光熱水費の話なんですけど、これは委託料の光熱水費に当たるんですかね。これ各ふれあいプラザで幾らになってるのかっていうところが御答弁がなかったっていうところと。

あと南部ふれあいプラザにつきまして指定管理ということは、これはこの上の光熱水費に入っていないのかなと思いますのでその確認と。あと南部ふれあいプラザについては喫茶室の光熱水費についてはどのような立てつけというか、どういうふうになるんですかね。この南部ふれあいプラザの指定管理料については多分指定管理料のこの全体の光熱水費を市が負担すると思うんですけど、そういう中で喫茶室の光熱水費についてはどこに入るのかがよく分からないので教えてください。

答(総合政策) まず光熱費でございますが、委託料の南部ふれあいプラザ指定管理料以外の 4 つのプラザの光熱水費がこの 501 万 7,000 円というような形になっておりまして、それぞれで申し上げますと、高取ふれあいプラザが 204 万 8,795 円、吉浜ふれあいプラザが 121 万 3,499 円、高浜ふれあいプラザが 73 万 6,547 円、翼ふれあいプラザが 101 万 7,202 円というような内訳になっております。

また、南部ふれあいプラザ 1 階の喫茶部分の光熱費でございますが、こちらにつきましては指定管理者が最初に応募をしていただくときの収支予算計画の中に収入として上げておりますのが、年間 140 万円の光熱水費等実費収入を得るというような形で見込んでおります。なので、これはそのまま指定管理者のほうに入ってきますが、その分市からの指定管理料はそこで減るというような形で調整をしているというところでございます。

問(13) よく分かんなくなっちゃったんですけど、地域内分権の推進事業の交付金ってことなんですけど、ちょっとこれよく分かんないんですけど、各まちづくり協議会から構

成団体に何か補助金みたいなを出してるんですけど、それはこっから出てるんですかね。それについては何か御承知されてるのかどうかっていうところも併せてお聞きしたいのと。あと先ほど推進事業の交付金っていうのが、公園の管理については公益的な目的かなと思うんですけど、ほかにどういうものが入ってくるのかについて公益目的、それがちょっとよく分からないのでお聞きしたいのと。

あとその下の情報公開事業の情報公開審査会委員の報酬につきまして6人って書かれてるもんですから、来年度も構成が1つなのかなと思うんですけど、やはりこれ前から言ってるように審査請求がすごくたまってるといいう話はずっとあるもんですから、これ構成を私は2つ作ってもっと早く進めるべきだと思うんですけど、これ来年度も1つにしたっていう理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

それからその下の市長及び副市長の行政活動事業の特別旅費、ちょっと来年度増えてくるってことなんですけど。これ普通旅費と特別旅費があるんですけど、特別旅費と普通旅費の違いと来年度増える理由についてもお聞かせください。

それから次ページの公課費、こちらにつきましては新たに計上されてるものっていうことで理由についてお聞かせください。

答（総合政策） 101 ページ、地域内分権推進事業交付金に絡んでございますが、委員が言われる各団体さんへの共同金、交付金みたいなものですが、ちょっとそのあたりがしつかりと分からないんですが作業をしていただいた部分については作業に応じた謝礼だったりとか、こういったまちづくり協議会が自主財源、協賛金だとかいろいろ得ていらっしゃる自主財源もあります。そちらのほうから出されている場合がひょっとしたらあるのかもしれないですけども、こういった地域内分権推進事業交付金のほうからは出てることはないのかなとは認識しております。

また、公園管理事業以外にどんなメニューがあるのかというところでございますが、青パト防犯パトロール事業、総合防災訓練事業、防犯灯管理事業、健康体操事業、認知症サポーター養成事業、稗田川堤防環境管理事業というような事業がほかにもありまして、南部まち協では7事業、吉浜まち協では4事業、翼まち協では3事業、高取まち協では4事業、高浜まち協では3事業というような形で申請をいただいているというところでございます。

答（総務部） 予算説明書の 101 ページ、情報公開事業の委員等報酬の件でございますが、1 委員会で年間 12 回の開催を予定しておるということでございます。

答（秘書人事） 予算説明書の 101 ページ、特別職旅費、特別旅費、普通旅費の間違いでございますが、特別職旅費は二役の旅費、特別旅費は職員が県外に出張したときの旅費、普通旅費は県内に旅行に行った場合の旅費になります。

続きまして 103 ページ、公課費。こちら自動車重量税ということで車検のときの税金でございます。

問（13） さっきのひさしの撤去なんですけど、これ財産目録にもないっていうか行政財産としての記録が全くないっていうことでよかったのかなっていうのを確認と。それから今の情報公開審査会については、1 構成ということで 1 か月 1 回、12 回と御説明はあったんですけど、私は 2 つ作ったほうがいいと思うんですけど、全然進んでいけないので。それをわざわざしないというか 1 つでできるのかどうか、そのあたりについて御説明がなかったのをお願いしたいのと。

あと特別旅費については増額になっている理由についてはよく分からないので教えてくださいということで答弁漏れかと思えます。

答（総合政策） 南部ふれあいプラザのひさしの部分ですが、ひさしの部分だけで行政財産目録に登録というのはないので、ないというところでございます。

答（総務部） 予算説明書 101 ページ、情報公開事業、二構成にしたかどうかという話ですが、情報公開審査会の答申件数として令和 5 年度は 15 件答申を出しております。令和 6 年度も 2 月末現在 9 件、答申を出しております、3 月中にも 1 件、答申を出すが見込まれております。そうすると残りがあと 10 件になります。今後新しく新規で審査請求されて諮問が出てくるとも見込まれますが、何とか令和 8 年度中には、諮問があればすぐ審議できるような、そんな体制になっていくというふうに考えておりますので二構成にする考えは持ち合わせておりません。

答（秘書人事） 特別旅費の増額の理由でございますが、出張の場所によって旅費の計算が変わってまいります。令和 6 年度は兵庫県姫路市で行われた都市問題会議が、令和 7 年 10 月に栃木県宇都宮市で行われることで旅費が多くなったところでございます。

問（13） 定員適正化事業の人事給与システム・庶務管理システム運用保守業務委託料、

こちらが減額になってるんですけど減額の理由についてお聞かせいただきたいのと。

あと、職員派遣事業負担金の増の理由、それから職員の衛生管理事業の健康診断委託料、これ逆に減になっているので減の理由。それから、ここの項目の手数料ということで住宅借上手数料とか火災保険料なくなったんですけど理由についてもお聞かせください。

答（秘書人事） 人事給与システム・庶務管理システム運用保守業務委託料の減の理由でございしますが、こちらシステムの再リースによる減になります。リース満了を迎えましたので再リースのための減というところでございます。

火災保険料の減につきましては、こちら厚生労働省に派遣している職員の社宅を借り上げておりましたが、その社宅の借上げをマンスリーマンションのほうに契約を変えて、その中で火災保険料分も計上されているということで今回計上になっておりません。

問（市長） 先ほど、倉田委員がひさしのことで御質問いただいたときに、ひさしはどのものか分かってんのかって最初言われたんですが、私どもでそんなことを申し上げた覚えがないもんですから、ひさしと階段を直すよってというふうに言ったんですけど、それどういう意味だったんでしょうか。

委員長 市長、反問権ですか。

答（市長） はい。

答（13） 意味というか、あそこひさしがあることによって耐震の計算が変わってくるなと思ったものですから実際現地を見に行ったら、ひさしが本体部分についてたもんですから、そうやってきた場合、今回耐震補強の工事をやってるもんですからどうなのかなと思って担当のところに聞きに行ったら、ひさしについては調査中ということでしたので確認させていただきました。

委員長 答弁願います。

答（秘書人事） 健康診断委託料の減の理由でございしますが、職員及び会計年度の職員の健康診断を委託しているところでございます。対象人数が若干ですが減ったということで減になっているところございます。

問（13） 委託料の広報配布委託料が減になっている理由、それからこちら広報・チラシ等梱包業務委託料と市勢要覧作成業務委託料、こちらがですね…。

委員長 倉田委員、何ページかを示してください。

問（13） 同じ 105 ページの広報広聴事業なんですけど、こちらが廃止っていうかなくなっている理由についてお聞かせいただきたいのと。あとやはり広報については、町内会員だけっていうことだともう本当に半分以下しか配られなくなるんですけど、やはり全戸配布すべきだと思うんですけどそのあたりの経費っていうか、予算についてはよく分からないんですけど、どのようになっているのか来年度についてもお聞かせください。

答（総合政策） 予算書 105 ページ、広報配布委託料の減の理由でございますが、こちらにつきましては実績に基づいて、単価がやや下がったものですからそれを反映して減というようなことにしております。

次に梱包の委託料がなくなった理由でございますが、こちらにつきましては職員で十分対応ができるんじゃないかということで事務の見直しということで委託をやめました。

広報の全世帯配布に関する考え方でございますが、こちらよくお話が出るところでございますが、現在町内会を通じて市としては配布をしております。あわせて公共施設や市内のコンビニにも設置をさせていただいていると、加えて現在市の公式LINE等でも配信をしているというようなところでどんどんデジタル化も進むという中で全世帯配布という部分につきましては現時点では考えてはおりません。

市勢要覧の予算につきましては、今年度も既に完成をいたしましたので令和7年度は計上していないというところでございます。

問（13） 107 ページのほうなんですけど、同じ広報広聴事業のところが多言語情報配信クラウドサービス、こちらも来年度なくなってるんですけど、そのなくした理由、内容についてお答えいただきたいなと思います。

それからその下の財政管理事業の財務会計システム改修業務委託料、こちらが逆に新しく計上されてるんですけど、こちらの内容、計上した理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから会計管理事業の口座振込手数料、こちら倍以上の増額となっておりますのでこちらの理由と。それから逆に窓口収納手数料、こちらがなくなっておりますのでこの辺相関関係があるのかなと思うんですけど御説明のほうお願いいたします。

答（会計管理者） それでは 107 ページ、まず口座振込手数料、489 万 3,000 円でございますが、これは内国為替制度に基づく手数料でございます。令和6年度は半年分計上して

おりましたので、令和7年度は1年分ということになります。

あと窓口収納手数料が昨年度280円万ほどあったものがゼロになった理由でございますが、これは三菱UFJ銀行に対するQRコードがない納付書について、1件当たり税込330円の手数料がかかるというものでございますが、近隣市で碧南、安城、知立、西尾市等が既に廃止をしていること、あと高浜市に支店がないこと等、改めて見直した結果、令和7年4月からはQRコードのない納付書については、取扱いを取りやめたためにゼロとなっております。

答（総合政策） 予算書107ページで、昨年度は多言語情報配信クラウドサービス使用料があったが令和7年ではないというところの部分でございますが、こちらにつきましては非常に利用者が少ないという実態がありましたので、また最近では、当時はPDFを翻訳できるというのはなかなかなかったんですが、現在では無料のアプリで紙媒体とかにかざせば翻訳できるようなそういったような進歩もしてきましたので、一定の役割を果たしたというところでサービスを廃止というような形で計上をしております。

委員長 暫時休憩いたします。

（黙禱）

休憩 午後2時44分

再開 午後2時47分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答（財務） 予算書107ページ、財政管理事業のところでございます。財務会計システムの改修業務委託料として計上したところでございますが、こちらの財務会計システムと連携しております収納のデータの関連で、連携機能に変更する必要が生じたことから予算計上させていただくものでございます。

問（13） 同ページの庁舎管理事業の光熱水費に行きます。物価高騰と言われながら光熱水費が逆に下がっているの、これちょっとよく分からないので御説明いただきたい。

その下の公用車管理事業は倍になっていて、先ほどからお話がある市有バス管理業務委託料がいわゆる公用車管理事業、こちらに増となった理由になるのかなと思うんですけど、市有バスをなくしたというのが先ほどの滋賀大学の先生の話だとコスト面なのか、コスト

面だけでなくしたっていう理解なのか。特にほかの理由があれば併せて教えていただきたいと思います。

それから、その下の財産管理事業の光熱水費と修繕費、こちらについてはどこの施設に当たるのかっていうところについてお聞かせいただきたいのと。

あと不動産鑑定手数料、こちらが倍とは言わないですけど増えてるということと、火災保険料も増えている、この辺は物価高騰なのか何なのか。簡単に結構ですので御説明いただきたいと思います。

答(総務部) 予算書 107 ページ、庁舎管理事業の光熱水費が昨年度と比較して 125 万 6,000 円減額になっております。この理由としては、電気料金が令和 7 年 1 月以降の契約について、料金単価が値下がりする契約内容となったことによるものでございます。

107 ページから 108 ページの公用車管理事業のバスの削減の理由、コスト以外でということではありますが、バスを廃止する理由としては 3 点ございます。1 点目は、市有バスの老朽化でございます。平成 16 年 12 月登録で 20 年以上経過しておりまして、走行距離も 15 万キロに及ぶようなそんな車両で老朽化が進んでおりまして、そこがまず 1 点目です。2 点目は、現在高浜市総合サービスとの一者随契で 6 年度も契約を行ってまいりました。ただ総合サービスのほうで予備人員も含め大型 1 種免許取得者 2 名を確保する必要がある、それが困難になってきているということが 2 点目です。3 点目は先ほど言いましたように行政経営改革ヒアリングにおいて有識者のほうからバス自体が老朽化しておって安全面も考慮すると非常にやっぱり危険であると。他の自治体でも市有バスを保有しないところも増えてきているというような御意見をいただいたと、こういったことを総合的に判断して廃止するというふうになりました。

答(財務) 光熱水費というところでございます。13 万 8,000 円を予算計上させていただいているところでございます。こちらは前年度上半期、それから前々年度下半期の実績に基づいて積算をしたというところでございまして、結果的に 2 万 1,000 円ほど下がったというところでございます。

続いて、修繕料につきましては、職員の駐車場におきまして砂利の駐車場でございます。ロープが劣化しているというところもございまして新たにロープを張る、また駐車的位置の目印を設置する、そのような費用などを計上しているというものでございます。

それから、不動産鑑定手数料につきましては、八幡町地内での土地の売払いに向けた鑑定評価を実施するということから増額をさせていただいております。

そして火災保険料につきましては、建物の年数もだんだんたっているところで火災保険料のほうも若干増額というところ。また吉浜小学校、高取小学校の関係で火災保険料の加入というところもありまして増額というものでございます。

委員長 ちょっと一人の委員さんの質問が長く続いておりますが、ほかの委員さんよろしいでしょうか。

質疑なし

委員長 では、質疑を続けてください。

問（13） 光熱水費については本庁でよかったんですかね、どこでしたかっていうことをお聞きしたかったんですけど。市有バスを多分費用対効果もあってやめるっていう判断をされたということで、自動車借上料のほうも約倍になってるんですけど、これいわゆる行政グループが一括して、例えば教育委員会とかいろんなところでも多分足りないところ、今までバス使っていた分については、バスとかマイクロバスとかを借りるのかなと思うんですけど、そういったことについては全てここで上がってるのか、どういう形になるのかちょっとよく分からないのでその説明をお願いしたいなっていうのと。

あと今言われた火災保険料はいわゆる公共施設の全部の火災保険料ということで理解してよろしいでしょうかということをお聞きしたいと思います。

それから、この委託料の駐車場管理業務委託料、これどこの場所でどこに委託なのかっていうことがよく分からないので教えていただきたいのと。

あとその下の市役所本庁舎整備事業、こちらにつきましてはいわゆるリース料なんですけど、この中の清掃費っていうのは幾らに当たるのか教えてください。

答（総務部） 予算説明書の107ページ、庁舎管理事業の光熱水費、これは本庁舎の光熱費でございます。107ページから108ページの公用車管理事業の自動車借上料につきましては行政グループが管理する共有車としてここに上げております。今回、増額になったのは、1台、他のグループが占有してた車を行政グループのほうで共有車として切り替えた

ということで増額になっております。

それと市役所本庁舎整備事業の清掃業務の部分でございますが、この 20 年間の分で総額で 1 億 8,800 万円でございます。

答（財務） 財産管理事業の火災保険料でございます。基本的には市が維持管理する公共施設の火災保険料というところで予算計上しているものでございます。

続いて、駐車場管理業務委託料でございます。こちらサンコート三高の駐車場の管理業務委託ということで計上するものでございます。

問（13） みんなでまちづくり事業の地域日本語教育推進業務委託料、こちら増になっていきますので増の理由と金額も併せて教えてください。

それから、多文化共生コミュニティセンターのほうについても委託料が増額されておりますので、そちらの理由と増額の根拠についてもお知らせください。

それから、その下の公共施設会場使用料、これはいわゆる多文化共生コミュニティセンターが利用する公共施設、女文の 2 階の使用料に当たるのかどうかの確認と。あとこの空き店舗等使用料が減額となってるんですけど、いわゆる 7 月までの精算をしてその後の減額分なのかどうなのかっていうところを確認したいと思います。

それから、その下の市民予算枠事業交付金、こちら増額となっておりますので、増額となった要因、事業費、団体名を教えてください。

それからアシタのたかはま研究事業、これアドバイザーの来年度のどのような内容なのか、どのような方への謝礼なのかについても併せてお願いします。

答（総合政策） 予算書 109 ページ、地域日本語教育推進業務委託料、こちら増額となっている理由でございますが、人件費の単価のアップに伴う委託料の増加というところで、この積算の中で人件費につきましては 3 種類ございます。コーディネート業務謝金というようなものが令和 6 年度は 3,200 円という単価でしたが、令和 7 年度は 3,360 円。日本語指導者の謝金が令和 6 年度が 2,200 円の単価でしたが、令和 7 年度は 2,310 円。作業補助者の謝金が令和 6 年度は 1,050 円だったのが令和 7 年度は 1,110 円というような形に値上がりしました。こちらの単価につきましては、県の補助金の申請の際の単価と揃えております。

111 ページ、多文化共生コミュニティセンター運営業務委託、こちら同様に人件費の

単価のアップに伴う増という形で、単価につきましては先ほどの日本語教育推進業務委託の単価と同じ単価を使っております。

続きまして、その下、公共施設会場使用料でございますが、こちら議員言われるように、女性文化センターの２階のみではなく和室Ａの部分、そこを使うときは使用料を払って使用させていただくという形になりますので、その必要分を計上したというようなところでございます。

その下の空き店舗等使用料につきましては、令和７年７月１９日から移転をしていますが、ただなかなか荷物がすぐのすぐ片付くというようなところが難しいところもありますので、令和７年９月末まで現在のところをお借りして、その間に引っ越し、原状復旧を完了するというようなことを見込んでおりますので５か月分というような形で１９万８,０００円が月額なのでそれ掛ける５か月分ということで計上しております。

続きまして、市民予算枠につきましては、おそらく金額としては減額になっていると思いますが、市民予算枠事業につきましては、それぞれの団体というところでお答えしますが、令和７年度南部まちづくり協議会は４４６万２,０００円、港小学校おやじの会は１０３万円、吉浜まちづくり協議会は７８２万９,０００円、人形小路の会は４２０万円、翼まちづくり協議会は４９２万５,０００円、湯山クラブ３１万１,０００円、飛翔（つばさ）の会が８７万円、高取まちづくり協議会は７０７万９,０００円、高浜まちづくり協議会７００万７,０００円、高浜小学校ＰＴＡは４６万円というような形になっております。プラス共同推進型の事業も入っておりますので、その合計ということで４,５５４万５,０００円となっております。

最後、アシタのたかはま研究事業の研究所アドバイザー謝礼でございますが、こちら本来、このテーマについてというような形でできるんですが、なかなか昨今これといったテーマを決めて研究することができておりませんが、令和７年度につきましては、昨今人口のところが微減のほうになってまいりましたので、そういったところを研究していきたいというようなことを考えておまして、それに応じて必要なアドバイザーを選定して助言を頂くようなことを考えております。

問（１３） たしか、昨年度ここにあったと思うんですけど、こども若者会議運営業務委託料、こちらが多分なくなってるのかなと思うんですけど、どこかに吸収されたのか、やらないのか、どういう理由でなくなっているのかについてお答えいただきたいのと。

あと公共施設総合管理計画推進事業のマネジメント推進委員会の委員謝礼ということで来年度マネジメント推進委員会を開催されるのかと思うんですけど、昨年あんまり費用対効果があったのかなってすごく私は疑問視してしまったんですけど、このあたりについて費用対効果について、もし市として何かお考えがあればお聞かせいただきたい。

あと使用料及び賃借料の公共施設等FMシステム利用料、こちらについての効果についても併せてお聞かせいただきたいのと。

その下のふるさと応援事業については、今年度の実績を踏まえて全て減額にしたのかなと思うんですけど、そのあたり何か説明をがあればお願いしたいと思います。

答（総合政策） 予算書 111 ページの部分に関連して、令和 6 年度についてはこども若者会議運営業務委託料があったが令和 7 年度はないというようなところの中で、こちら令和 6 年度実際に開催をしてみまして、なかなかやはり集客が難しいというところが課題でありました。いま一度、根本から考え直して実施をしていきたいということで来年度は職員でいま一度対応していこうということで委託料については計上を見送りました。

ふるさと応援事業でございますが、こちらにつきましては昨年度当初予算では 1 億 2,000 万円の歳入を見込んで大体事業費としては 50% 程度というものが計上されてきますので、令和 7 年度につきましては当初予算比 2,000 万円減の令和 7 年度は 1 億円の歳入で見込んでおりますのでそれに応じて事業費も下がってきたというような形になっております。

答（財務） 公共施設総合管理計画推進事業でございます。報償費ということで予算計上しているところでございますが、令和 7 年度開催を予定しております学識経験者の方々の専門的な御助言ですとか御意見を賜りながら引き続き公共施設総合管理計画の推進を図ってまいりたいということで予算計上をさせていただくというものでございます。

また公共施設の FM システム利用料でございますけれども、こちら市の所有する固定資産のデータコストの関係から、公共施設の把握、評価をしてまいりたいというものでございまして、現在点検データ等、システムのほうへ取り込みをしているところでございまして、こちらをまた公共施設の推進等に活用してまいりたいということで予算計上したものでございます。

答（総務部） 公共施設総合管理計画マネジメント推進委員会、13 番委員が何か費用対効

果が低かったんじゃないかというようなことを申されました。ただこれは令和5年度開催をしました。そのときの内容といたしましては、市が行ってきたモデル事業、本庁舎整備事業、高浜小学校等整備事業、青少年ホームの整備事業、これらの評価のほうを委員の方たちからしていただきまして、市のやってきたことが間違っていないってことを再認識できたというふうに考えておりますので、決して費用対効果が低かったというふうには認識しておりません。

問（13） 資料 20 を見ると、市民予算枠交付金と先ほどの御答弁があったのがプラスアルファでされてるってということなのでこれがイコールではないってということになるのかなと思うと、ふるさと応援交付金のほうもそういう状況になってるのかなということ、多分これ以外にふるさと応援交付金の団体名と交付見込額というのを教えていただいたのと。あと、各まちづくり協議会にこの交付見込額ということで配分されてるんですけど、この金額の根拠についても教えてください。

答（総合政策） 予算書 111 ページ、高浜市ふるさと応援交付金の交付先団体のほうからお答えさせていただきますが、人形小路の会が 18 万 6,000 円、港小学校おやじの会が 16 万 5,000 円、まちづくり市民会議が 3 万 6,000 円、高浜の防災を考える市民の会が 44 万 8,000 円、南部まちづくり協議会が 4 万 8,000 円、吉浜まちづくり協議会が 8 万 3,000 円、翼まちづくり協議会は 1 万 2,000 円、高取まちづくり協議会が 18 万 3,000 円、高浜まちづくり協議会は 3 万 3,000 円、合計 119 万 4,000 円が高浜市ふるさと応援交付金の内訳でございます。

委員長 答弁を。質問の意図が…

答（総合政策） 質問の意図がちょっと。

委員長 反問してください。

問（総合政策） どの数字を… 反問権で。

答（13） まちづくり協議会が今おっしゃったようにそれぞれ金額が載ってるんですけど、まちづくり協議会へのふるさと応援交付金の交付見込額というのは、どのようにしてこの金額になったのか、それがよく分からないので教えていただきたい。

答（総合政策） ふるさと応援交付金の積算、どういう形でこの数字になったかということでございますが、こちらにつきましてはふるさと納税で活用先を指定ができます。そこ

で各団体のために使っていただきたいというような形で指定のあったものを経費を差し引いた分で各団体に割り振って計上しているというところでございます。

問（13） 113 ページ、D X 推進事業の D X 推進アドバイザー業務委託料、それから総合行政推進事業の総合計画推進ワークショップ委員謝礼、こちらについては新たに計上されておりますので、来年度、計上する理由につきまして教えていただきたいと思います。

それから 115 ページ、総合住民情報管理事業の自治体情報システム標準化・共通化業務委託料、こちらのほうが 7 倍ぐらいになってるということで、こちらの理由についてお聞かせいただきたいのと。

それからシステム標準化に伴う済通追加業務委託料、こちらについても新たに計上されておりますので御説明のほうをお願いしたいと思います。

それから、その下の L G C S 構築業務委託料、L G C S 保守業務委託料、こちらについても新たな計上ですので御説明をお願いします。

答（総合政策） 予算書 113 ページ、総合計画推進事業の総合計画推進ワークショップ委員謝礼でございますが、昨年度につきましては総合計画推進戦略会議委員謝礼として計上しておりましたが実際令和 6 年度が初年度でございました。実際に形が決まってくる中で名称を総合計画推進ワークショップ委員謝礼に変更して、委員が全部で 12 人いまして計 2 回開催をしますので、単価 5,800 円という中で計上したというようなところでございます。

答（I C T 推進 主幹） 予算書 113 ページ、D X 推進アドバイザー業務委託料についてでございます。こちら令和 6 年度 6 月補正で上げさせていただいておりまして、来年度につきましても本市の D X を推進するに当たり、専門的なアドバイスを受けるための委託料となつてございます。

続きまして、115 ページ、総合住民情報管理事業の自治体情報システム情報化・共通化業務委託料でございます。こちらの 7 倍近く前年度と比べて上がってる理由でございますが、こちらのシステムの標準化の移行に伴ってかかる経費ということで、こちら令和 5 年度から 7 年度末までに行うものというふうに決められておりますので、最後の 7 年度でシステムの移行に係る経費を上げさせていただいております。

続きまして、同じく 115 ページのシステム標準化に伴う済通追加業務委託料についてで

ございます。こちら令和7年度新規となりますが、情報システムの標準化で新たに利用される領収済通知書、いわゆる済通のOCR済通読取りシステムの開発費用となります。

続きまして、LGCS構築業務委託料、LGCS保守業務委託料についてでございます。こちらLGCSはLGWANガバメントクラウド接続サービスの略称となりますが、こちらLGWANというネットワークを経由して自治体とガバメントクラウドをつなぐサービスでございます。先ほどの標準化と関連するお話となりますが、このサービスを利用するに当たり、まずはLGCSの構築の業務を委託するものと構築をしていただいた後にネットワークの保守をしていただく委託料と分かれる形になります。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時24分

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここでもう一度確認をさせていただきます。質疑につきましては、2問から3問程度にまとめて行っていただくとともに、数字のみを確認する質疑、軽微な内容の確認、要望、及び、他の委員の質疑との重複、並びに一般質問において質問された内容との重複は避けてお願いいたします。それで簡明にお願いいたします。

それでは質疑を再開いたします。

問(13) 先ほどの下の庁内LAN管理事業のファイアウォール更新手数料、それからその次ページのサイバー機器保守委託料、このあたりも全部新規で入っておりますので新規で入れる理由。それから先ほどの標準化・共通化業務委託料、これ7倍になってますよということから新たにシステムの標準化に伴うものとか、LGCS関係、それからガバメントクラウド、ファイアウォール、このあたりの新しいこの事業につきましては、いわゆる国からの補助金10分の10でできるのかどうか、そのあたりがこの予算書でもよく分からないので確認したいと思います。

答(ICT推進 主幹) 予算書115ページのファイアウォール更新手数料についてでございます。こちらファイアウォールのハードウェア及びソフトウェアの保守費用となって

ございます。現在はファイアウォール自体はあるんですけども、こちら再リースになるという形になりますのでこの更新手数料という形で費用負担をさせていただくという形になります。

予算書 117 ページのサーバー機器（L G W A N用ファイアウォール）でございます。こちらにつきましては、システム標準化、L G W A N用のファイアウォールの設定費用をお願いするものでございます。

答（I C T推進） 自治体情報システム標準化・共通化業務委託料が7倍になっているところの理由でございますが、令和7年度予定している標準化対応業務は合計17業務、プラス共通機能の改修業務を予定しております。令和6年度は6業務でありまして大幅に対象業務、改修する業務数が増えて工数も増えたということでこれだけの金額になっております。

また先ほどのL G C S、L G W A N回線を使ってガバメントクラウドにつながっている作業のところ、これは標準化に移行するための経費ですので、先ほどの業務委託料とこちらの構築の業務委託料については国の補助金の対象になります。ただその後の運用経費については補助金の対象にはなっておりませんので、保守委託については市の負担となっております。

問（13） ほかの新たな業務につきましては、特に国からの補助金っていうのはあるのかなのかちょっとこれよく分からないですし、やはりD Xを進める上で必要なのかもしれないですけどちょっと金額がすごくどんどん膨れ上がってるかなっていうところもありますので教えていただけたらと思います。

それから主要新規の2のキャッシュレス決済導入業務委託料なんですけど、先ほど住民票が利用可能かなっていうところで市外からのっていうお話だったんですけど、これちょっと市外からしかできないのかなっていう、市内の人はそれでやる必要がないということなのか、ちょっとそのあたりの説明がよく分からなかったので教えていただきたいのと。このあいち電子申請・届出システムでいくと本当に今現在、高浜市で導入されてるもので見ると、例えば保育園の入園とかに関してはすごく使われてるっていう話で有益かなと思うんですけど、結局キャッシュレス決済ってことは何か支払わないとこの制度が使えないってことになるもんですから、将来に向けてここで導入したってことなのか、その辺ちょ

っとなかなか今実態として私が何に使えるかなと思っただけです。思い浮かぶものがなかったんですから。あとはこれこの届出システムに入れていく、どんなメニューを入れていくかっていうのはもう各自治体でどんどんどんどん入れていけるものなのかなのかなというところにつきましても教えていただけたらと思います。

答（ＩＣＴ推進） まず最初の御質問のこの標準化に関連する費用に対して国の補助がほかにもつかないのかという御質問でございますが、まず国の補助金としてはデジタル基盤改革支援補助金という名称の補助金になりますが、補助対象経費はあくまでも標準化へ移行するための移行経費、一時的な経費のみになりますので関連費用が対象になるかは正直グレーなところがありまして申請して通るか通らないかっていうところもありますので全てが対象にならないということと、そもそも補助対象外経費としましては、先ほど言いました、その後の運用経費、ランニングコストの部分であったり、県や市が独自で行っている情報を管理するようなところは国の標準システムの対象外になりますので、そこも付随して改修する場合は市の単独費用となります。

答（ＩＣＴ推進 主幹） 先ほどのキャッシュレス決済のことでございます。私先ほどの例ということでほかの自治体さんでは市外の方でのことはちょっと申し上げましたが、もちろん市内の方でもそれは御利用可能かなと。いわゆるキャッシュレス決済ですので、今まで窓口でお支払いいただいたとか、先ほど市外の方の場合は郵便小為替が要りますってということで御案内しましたけども、そういった手数料をキャッシュレスでお支払いすることができるといふような事例を申し上げました。

先ほどおっしゃっていただいたように現状のあいち電子申請・届出システム、保育園の入園とかそういったことで御利用いただいておりますが、今ちょうどまさにですけども、システムが入れ替わる、今までのシステムとまた違うシステムがこれで入ってまいります。その新しく入ってくるシステムにこのキャッシュレス決済機能っていうのもつくということでその準備費用というか、そのキャッシュレス機能を使うための費用というふうな形で計上させていただいております。

問（13） その下の複合機の借上料が倍以上になってるかなってところの理由と、その下の職員用パーソナルコンピュータ等借上料と、その前に消耗品費ってということでこちらでもノートパソコンが入ってるのかなのかちょっとよく分からないんですけど、この

あたりの御説明と。あと幼稚園とか保育園の職員に対しては現在1人1台使えるようになってるのかどうかの確認をしたいと思います。

それから、その下のL G W A N回線使用料。こちらについても倍以上増額をされてるってということで、これもちょっとよく分からないので御説明いただけたらと思います。

それからその下の16目に行きます。防犯灯施設事業、これ光熱水費が物価高騰にもかかわらずここも下がってるので、先ほどの説明と同様いわゆる電気代が下がってるのかどうなのかっていうところと。あと先ほどカメラのほうの説明があったんですけど防犯灯の設備工事費、こちら来年度はどのような予定をされているのかも併せて教えてください。

答（I C T推進 主幹） 複合機等保守委託料についてでございます。こちら昨年度と比較して上がっているということでございますが、こちら複合機とそれに関連するプリンターサーバー等の借上料となっております。これが今まで複合機等借上料とプリンターサーバー等は別で保守委託という形で別で組んでおりましたが、ちょうど令和7年10月に更新の時期を迎えますので、この複合機等借上料で一括で計上させていただくというような形になります。

続きまして、ノートパソコンについて園での利用状況についてということでございますが、保育園、幼稚園については全員というわけではなく、例えば園長先生ですとか主任の先生についてパソコンを使う方について更新をさせていただくというような形になります。

消耗品についてパソコンが含まれているかというふうな御質問については、こちらについては含まれてはございません。

L G W A N回線の使用料についてでございますが、6年度当初と7年度で増えているということでございますが、こちら現在第4次L G W A Nを使っておりますがそこから次第5次に切り替わるということがございますので、そちらその要因によってちょっと増となっているということになります。

答（防災防犯） 防犯灯施設事業で2点御質問いただきました。

熱水費の件でございます。光熱水費につきましては先ほどの電気料金の値下げというところもございますけれども、基本的には積算のルールというところで、令和6度上半期の実績と令和5年度の下半期の実績、こちらのほうで積算をさせていただき、結果88万3,000

円の減という形になってございます。

続きまして防犯灯施設整備工事費の件でございます。こちらにつきましてはＬＥＤ灯の新設だとか移設だとか撤去だとかそういうものが含まれてございまして、大きく言うと枠取りということで 321 万 3,000 円、前年度比 28 万 7,000 円の減という形で予算をお願いしているというところでございます。

問（13） 119 ページの夜間防犯パトロールの委託料、これの時間と回数について教えていただきたいのと。その下の市民相談事務事業の窓口通訳等業務委託料、物価高騰にもかかわらず減になっている理由についても併せて教えてください。

それから 121 ページの庁用器具費、主要新規ナンバー 3 についてお伺いしたいと思います。備品等が増加してるってことなんですけど、今これ現在それはどこに保管されてるのか。それから中央保健センターの備品についてはどうなっているのかについても併せてお聞かせいただきたいと思います。

それからその下の次世代高度情報通信ネットワーク市町村等設備整備工事費負担金、これ新たに計上されている理由について併せてお願いしたいと思います。

答（防災防犯） 117 から 119 ページの防犯活動推進事業の夜間パトロール委託のパトロール時間というところでございますけども、午後 10 時から翌日の 4 時までの 6 時間でございます。

答（市民窓口） 119 ページの市民相談事務事業の窓口通訳業務委託料の減額した理由ということでございますけれども、特に委託内容は変えておりませんで、予算編成に当たって業者から見積書を取ったところ、前年度より減額された見積書を提出されたためこのような結果となっております。

問（13） 答弁漏れと、あと先ほど防犯パトロール 6 時間で回数はこれ何回を計上されるんですかね。6 時間ずっとやってるっていう形で毎日なのか、どういう形でこの計算なのかよく分からないので教えてください。

答（防災防犯） 夜間防犯パトロールにつきましては週 1 回程度ということで年間 52 日。この 6 時間についてはほぼ 6 時間走りっぱなしという状況でございます。

問（13） 答弁漏れについてもう一回質問します。

121 ページの庁用器具費の防災倉庫の購入費についてなんですけど、備品が増加したっ

てことなんですけど現在増加したもののってどこに置かれてるのかっていうことと、中央保健センターの備品についてはどうなってるのかなっていうのをお聞きしました。

委員長 倉田委員に申し上げます。中央保健センターの備品、これ防災関係ですか。

問（13） そうです、防災防犯です。それからその下の次世代高度情報通信ネットワーク市町村等設備整備工事費負担金。これ新たに計上されてるんですけど、こちらについても内容につきまして来年度計上された理由についても教えてください。分からなければ後でも結構ですのでお願いします。

答（防災防犯） いろいろちょっとまた確認させていただきますけども、浄水器につきましては旧保健センターで管理をさせていただいております。あともう一点、最後の御質問は、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

問（13） 今、浄水器については中央保健センターなんですけど、ほかのものについては現在その増加したものはどこに保管されてるのかなっていう心配と、あと中央保健センターの備品については…

委員長 倉田委員に確認をさせていただきます。あと答弁される当局のほうも確認させていただきます。今回、防災倉庫購入費ということで予算計上されています。その他の防災備品につきましては、そこに関係のない備品につきましては答弁いただかなくても結構です。

答（防災防犯） 防災資機材につきましては、おおむね各小中学校の防災倉庫、そしてたかぴあのほうに集中管理をさせていただいておるといようなところと旧保健センターに一部保管をさせていただいているというような形になってございます。

問（13） 今後これを令和7年度2基、令和8年度4基、令和9年度2基って増やしていく中で、今ある入りきれないものを入れてくってという形で中央保健センターのものを全部いわゆる避難所の近くに置いてくってというイメージでいいんでしょうか。

答（防災防犯） 13番委員おっしゃるとおり、近くの避難所の防災倉庫に基本的には入れていきたいというところで、旧保健センターのほうはなるべく空にしていきたいというふうに考えております。

問（13） 答弁漏れをお願いしたいと思います。それから引き続き、2款2項1目の人事管理事業、一般職員を減らされてるんですけど職員を減らした理由についてお聞かせいた

だきたいのと。逆に会計年度さんを増やしてるんですよね、そのあたりの理由についてお聞かせいただきたいのと。

あと窓口業務委託料につきましても先ほど同様人件費が上がってるにもかかわらず今回若干上がってるのかなっていうところなんですけど、逆にこれぐらいでいいのかなってところがあるんですけど、この委託料の積算根拠について教えていただきたいのと。

土地評価替基礎調査業務委託料、こちらは倍以上になってるんですね。こちらはなぜそのようになったのか教えていただきたいのと。

あとその下の空中写真撮影及び土地家屋合成図修正等業務委託料、こちらについては逆に減額になっているので理由についてお聞かせください。

答（防災防犯） 答弁漏れのところ回答させていただきます。

119 ページ、防災活動事業の 121 ページになります、次世代高度情報通信ネットワーク市町村等設備整備工事費負担金について御説明させていただきます。こちらにつきましては、愛知県が運用予定の愛知県次世代高度情報通信ネットワークの市町村等施設整備工事に係る市町村等の負担金を県に支出するもので令和 7 年度と令和 8 年度の計画となっております。

答（秘書人事） 予算書 121 ページ、2 款 2 項 1 目人事管理事業の職員が 22 人というふうになってますが、昨年度が 23 ということで 1 名減になっている理由でございしますが、病気復帰いたしました職員が異動により減になっております。

次にその下、会計年度任用職員の管理事業、会計年度任用職員報酬 2 人ということで昨年度より 1 名減というふうになっておりますが、こちらの理由につきましては育休復帰による減でございします。

答（税務） 予算書の 123 ページにおきます、まず窓口業務委託料につきましの積算です。こちらにつきましては業者からの見積書を徴収した上で積算をしております。

続きまして、土地評価替基礎調査業務委託料の増額につきましては、令和 9 年度の評価替えに向けまして標準宅地の鑑定評価というものを行うため、その標準宅地の価格設定を基に令和 8 年度に路線価の算定を行うことから、この標準宅地の価格設定という業務をこの評価替えにおける期間 2 年目、令和 7 年度に行う必要があるため令和 7 年度については増額となっております。

あと、空中写真撮影及び土地家屋合成図修正等業務委託料につきましては、これは逆に路線価評価図等の作成の業務がこの令和6年度にございましたので、令和7年度は通常の空中写真撮影の業務になったため減額となっております。

問（13） その下の納税通知書等封入業務委託料も約倍、それから自動釣銭機・決済端末保守業務委託料も倍、こちらにつきましてはの御説明をいただきたいのと。

あとその下の被災者支援システム構築業務委託料なんですけど、先ほどからいろいろな御質問があるんですけど、私は確かにこのシステムを入れれば罹災証明書っていうのはすごく早く発行できるし被災者台帳を作成するっていうのはすごく有効かなと思うんですけど、入れるための職員が少ないのでこれ本当に1か月でまず入れなきゃいけないんですよ。それを入れるのが多分iPadなのか何なのか、今管理職の皆さんiPadを持ってるんですけどそれを活用されるのかどうなのか、また別なiPadでやるのかそのあたりもちょっとよく分からないですし、それから入れれば早いと思うんですけど入れるための職員数が少ないとこれ本当に1か月でできるのかなっていうところを私がちょっとこの確認をしたいと思いますので…

委員長 倉田委員に申し上げます。質疑を行ってください。

答（税務） 引き続いて123ページにおける納税通知書の封入封緘業務委託料の増額につきましては、システムの標準化に伴いまして封入するものが固定資産税の関係になりますけれども、従前バラバラで年度としては次の年度として封入、封緘しておったものなんですけれども、それを同時に入れるのが令和7年度中に生じる可能性があることから増額となったものでございます。

それから、キャッシュレスに関する保守につきましては、証明発行手数料のキャッシュレスの開始が令和6年10月からということで6年度は半年分になりますので、7年度は通年、1年分の予算として計上しております。

それから被災者支援システムのタブレットにつきましては、こちらについては今後タブレットの確保につきましては検討をしまいたるところでございます。

あとその実際職員数の確保につきましては、まずは被害認定調査の研修を受講していただくことでほかの職員にもノウハウというか、習得するとともに、あと能登半島地震におきましては実際その志賀町で我々職員も派遣に行ったことから、逆によその県などから派

遣をいただくことによって被害認定調査というのが対応ができるかなというふうに考えております。

問（13） 南海トラフみたいな大きな災害になりますと多分よそからはもうほとんど無理かなと思うんですよね、支援が。多分今の話でいくと、このいわゆるシステムを入れるだけの費用だからタブレットとかについては今後発生するのかなということなのでここには入っていないということで、そういう理解なのかなっていうところの確認と。あと先ほどおっしゃったように能登半島に行かれたってということで固定資産税の評価とかをされる方についてはできていくのかなと思うんですけど、そうじゃない職員についてはやはりなかなか難しいところがあるのかなと思うと、今後それを研修をするのか、それとも今実際問題何人ぐらいできるとか分かれば教えていただきたいんですが。

答（税務） タブレットにつきましては、現状この予算の中には含まれておりませんので今後そのタブレットの確保については検討してまいるところでございます。

あと職員につきましては、愛知県が主催しています研修を受講していただくことで、やはり知識を習得していただくことで、より多くの職員が被害認定調査に従事できる体制は整えていくものかなというふうに考えております。

問（13） 124、125 ページにあります、戸籍住民基本台帳費ということで会計年度任用職員、これ2名減になってる理由を教えてくださいのと。

あとその下の窓口業務委託料、これ多分見積りってということだとどこから取られたのかってということをお聞かせいただきたいのと。先ほどの話でいくとこの自動釣銭機についても年ということではいわゆる約倍に増えてるのかなってところの確認をお願いしたいと思います。

委員長 倉田委員にちょっとお聞きします。これから一般職給のところ何回も出てきますが、これ毎度毎度お聞きになられますか。それと先ほどから伺っておりますと大きな減もあれば大きな増もある、微減微少もあると。その中で1個1個細かく聞いていかれますか。予算委員会、限られた時間の中で審議いたしますので、そのあたりしっかりと整理して質疑を行ってください。

答弁お願いします。

答（秘書人事） 予算書 125 ページ、2 款 3 項 1 目会計年度任用職員管理事業でございます

すが、先ほど2名減というふうにおっしゃられましたけど2名増の多分間違いではないでしょうか。2名増の理由でございますが、戸籍の振り仮名対応によりまして2名増としております。

答（市民窓口） 窓口業務の積算につきましては、先ほども申しましたように業者から見積りを取っております。どこからの見積りということですから現況委託している総合サービスでございます。

また釣銭機につきましては先ほど委員がおっしゃられたとおり、1年分となっておりますので倍増となっております。

問（13） では2款4項に参ります。126、127ページなんですけど、これ選挙のお金ということなんですけど、その他で4,000円上がっていて一般財源が1,913万6,000円上がってるんですけど、これはどこに充てられるのかなっていうところを教えてくださいたいのと。

委員長 具体的にどこを示されるのかお示してください。

今のその他と一般財源どちらになりますか。

問（13） 126ページ、選挙費のその他の4,000円っていうのは、何の4,000円。その他っていうのは何に充てるのか分からないですし、この4,000円と1,913万6,000円については、こちらの右側の何にこれ、いわゆるだから国費でできない部分っていうのはどこに当たるのかなっていうのを教えてくださいたいというところです。

それから130ページに参ります。130ページの常任統計調査員の報酬ということで20人、逆にこれ減ってる理由についてお聞かせいただきたいし、これ多分2月から国調の関係だと思ってるんですけど国調についてもその他で1万8,000円、このその他というのが何から財源を取ってるのか分からないですし、それから一般財源も363万5,000円、これにつきましてもどこの部分については国調のいわゆる国調だけど国のほうで出させてもらえないのかなというところについては教えてくださいたいと思います。

答（総務部） まず予算説明書の126ページの選挙費の本年度の財源内訳の特定財源のその他の4000円は、これは会計年度任用職員の雇用保険料の本人負担分でございます。それと一般財源の1,913万6,000円につきましては、会計年度任用職員事業の87万4,000円、それと市長選が1,775万7,000円の分。あと50万5,000円になると思うんです。こ

れは参議院選で、131 ページをご覧くださいと、機械器具費 114 万 4,000 円というのがございます。これについては参議院選だけじゃなくてそれ以外の地方選とかでも使う読み取りをたしか購入されてるものでしたので、これについては 9 分の 5 が県費で見てもらいますけどそれ以外の 9 分の 4 については、これは一般財源で見ないといけないという、その分でございます。(後述訂正あり)

問 (13) 答弁漏れと、さっきの 4,000 円が会計年度って言われたんですけど、これその他の財源がどこなのかっていうことをお聞きしているのをお願いしたいと思います。

答 (総務部) その他の 4,000 円のことでしょうか。だから会計年度の雇用保険料の本人負担分で分からないですか。それをその他のところでは充てているということです。一般財源じゃないですから、歳入でそれをもたらうわけですから。よろしいでしょうか。

答 (ICT 推進 主幹) 常任統計調査員 20 人で減った理由ということでございますが、やはり毎年度常任統計調査員さんのほうに意向の確認をさせていただいております。そのときに来年度お願いできますかっていう意向を確認したときに、やはり新しく仕事を始めるとか親の介護が始まったのでっていうことで来年度はお辞めになる方もいらっしゃるということで減になっています。

問 (13) 国調のほうもその他と一般財源のとこと答弁がなかったようなのでお願いしたいと思います。教えてください。

答 (ICT 推進) まず予算書 130 ページ、財源内訳特定財源 1 万 8,000 円のところは、こちらで会計年度任用職員の雇用保険料本人負担金としてその他の区分で財源構成をしているものでございます。

続きまして国勢調査のどの充当財源にしているかということですが、まず今回の諸統計事業については、国勢調査だけではなくてほかにも細かい調査がございまして、例えば経済センサス活動調査準備事務交付金の交付事務であったり、経済センサスの調査管理事務交付金の事務と、国勢調査の事務だけがこの諸統計事業に入ってるわけではないので、おおむね国勢調査にかかる費用ではあるんですが、ほかの細かい統計事業の消耗品であったりっていうのも入っているということでございます。

答 (総務部) 予算書の 126 ページ、私先ほど選挙費の一般財源の 1,913 万 6,000 円の内訳を会計年度任用職員管理事業、これを 87 万 4,000 円と申しました。ただこれにその他

の 4000 円を引きますので、会計年度任用職員管理事業としては 87 万円と、高浜市長選挙として 1,775 万 7,000 円、それと参議院選の機械器具費のうちの 50 万 9,000 円、これが一般財源の内訳ですのでよろしくお願いします。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、2 款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 3 分

再開 午後 4 時 10 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

3 款 民生費

委員長 質疑を許します。

問（１） 当初予算書 167 ページ、3 款 2 項 3 目家庭支援費、これ款をまたいで 10 款の教育費も係ってくると思いますが、主要新規事業の 15 太陽光発電設備整備工事設計業務委託について、簡潔にお聞きしたいと思います。

まず、この事業を 7 年度の当初予算のタイミングで上げられたのはなぜかということと、またどんなことを設計する、どのような概要になるのかということをお聞かせください。

答（経済環境） 高浜児童センターをはじめ高浜小学校と各アリーナへの太陽光発電設備の設置に係る予算措置につきましては各施設それぞれ対応させていただいておりますが、一体での発注施工のほうを予定しておりますので、お答えにつきましては一体でお答えさせていただきます。

まず、今回予算計上する理由でございすけども、令和 5 年度に策定いたしました公共

施設太陽光発電設備導入調査の導入スケジュールに基づき予算計上をさせていただくものでございます。

次に、設計の概要でございますけれども、こちらのほうにつきましては、高浜小学校の校舎の陸屋根、メインアリーナとサブアリーナの折半屋根、高浜児童センターの瓦屋根に太陽光発電設備を設置するための業務委託でございます。なお、令和5年度に策定いたしました導入調査報告書では、今回の太陽光発電設備の出力規模につきましては、約141キロワットで375ワットのパネルを375枚の設置が最適規模というふうに試算されてございまして、来年度の令和8年度の設置に向けて、7年度におきまして設計業務を行うものでございます。

問（1） カーボンニュートラル、またゼロカーボンを目指す上では必要な事業かなというふうに考えております。今回、これを実施することによって得られる効果はどの程度見られるのかを教えてください。

答（経済環境） 導入に伴う効果につきましても一体でお答えをさせていただきます。令和5年度に策定いたしました導入調査報告書によりますと、CO₂削減効果は年間60.3トン、CO₂削減。電気料金の削減効果を年間約450万円程度というふうに試算をしております。

問（10） 3款1項11目子ども医療費の件でお聞きさせていただきます。主要新規のナンバー5。これは高校生世代まで入院医療費の無料化を広げるというものであると思いますが、実際このきっかけっていいのか、児童手当の財源に関する国と地方の負担率に変更されて財政負担が若干軽減するということがここにうたっておりますけれども、ここで軽減した分というのは、おおむね幾らぐらいのものであったのかが分かれば教えてくださいと思います。

答（こども未来部） 国の制度改正によりまして、児童手当で市のほうの一般財源が軽減された分と言いますと、おおよそ大体2,000万円台という形で把握しております。

問（10） 基本的に一度始めるともうやめられないのがこういった関係の無償化、無料化のことです。さらには治療費ということにも向けて行くような流れがあるのかなという気持ちもいたしますけれども。これ自体、今ここに現金給付で所得制限は設けないということも書いてありますけれども、窓口でそのまま無料で済むのか、あるいは相関的な形

で申請して後でお金を戻してもらうのかっていうのは、現状どのようになってどのようにお考えでしょうか。

答（市民窓口） 現金給付ということですので、一旦、医療機関に医療にかかれた方がお支払いいただいて、その領収書を窓口のほうに持ってきていただいて、そちらのほうに現金をお支払いするということになります。

問（５） それでは２点お伺いします。主要新規事業のナンバー６の重層的支援体制整備事業について、翼小学校区をモデルとしたまぜこぜの居場所づくりを創出するにあたり、市民の皆様への周知方法についてお聞かせください。

答（共生推進） 重層的支援体制整備事業を市民の方に周知する方法ということですが、市公式LINEを使ったり、まぜこぜの居場所というウェブサイトを作っておりますので、そちらのほうを使って周知を行っております。

問（５） 続きまして、ナンバー７のたかはまこども園駐車場等整備工事についてですが、事業概要の目的のところで乗入口の拡張とありますが、こちら安全面のことについてと思うんですけども、この理由についてお聞かせください。

答（こども育成） 今回、駐車場の整備工事としてアスファルトの舗装のし直しや区画の整備というのを行う工事のほかに、いわゆる間口を広げるというところがございます。その間口というのは、小学校の入口において雨天時等で車両の渋滞が発生するところがございます。それで、いわゆる歩道側の縁石、車道との間の縁石の幅を広げることで出入りをしやすい状態にしようといったところで、若干その工事費も含めて今回計上させていただいております。保育園の送迎の際にもたかびあの駐車場等も使うので、それに伴い、渋滞等の緩和を目的として予算措置をするものでございます。

問（６） 主要新規事業 16 ページ、ナンバー９、子育て世帯訪問支援業務委託なんですけれども、育児・家事支援を行い家庭や教育環境を整えるということですが、具体的な支援の流れについて教えてください。

答（健康推進） こども家庭センターのほうでは、母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦や子ども子育て世帯に確実に支援を届けるためにサポートプランを作成しています。利用申請者の方とサポートプランを作成し、それを擦り交わし、本人、事業者、保健師、専門家のほうとお話をさせていただいて事業の説明をして、訪問支援の日程を定

めて進めていくというような流れになります。

問（12） 予算書 137 ページ、3 款 1 項 2 目の 1 社会福祉推進事業について、人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会があるんですが、これが何回開かれて、どういうことが決められていくのか、お願いします。

答（介護障がい） 障害者施策審議会の回数と内容でございますが、年 2 回の開催を 7 年度は予定をしております、その後進めていきます障害者福祉計画等の策定や検証といったようなそういった内容について審議をしていただく予定をしております。

問（13） 137 ページ、3 款 1 項 1 目、職員増の理由ということですけど、これは重層的支援に関わってるのかどうか、ちょっと理由についてお聞かせいただきたいのと、会計年度も併せて増えてるってことで、お願いしたいと思います。

それから、139 ページ、いきいき広場管理運営事業につきまして、光熱水費については先ほどからずっとある電気代が減ったということなのかなと思うんですけど、いわゆるエヌ・エフ・ユー分っていうのは案分されてるのかされてないのか。どこかで逆にこれは全額ここで計上していて、エヌ・エフ・ユー分は別でいただいているのか、ちょっとそのあたりがよく分からないので教えてください。

修繕費については、来年度の内容についても併せて、増にもなっておりますので教えてください。

それから、マシンスタジオ運営委託料については減になってるんですけど、多分運営時間の変更かなと思うんですけど、その確認と来年度の運営時間について。それからこれ公で継続するっていうことの理由と費用対効果とかについても御説明いただけたらと思います。

それから、その下、清掃委託料については、総合サービスの委託一覧に入っていない、入っていますかね。ちょっとこれよく分からないんですけど、これ入ってるのか入ってないのかもよく分からないし、これ総合サービスなのかどうかっていうところよく分からないので教えてください。

それから、使用料及び賃借料のいきいき広場駐車場借上料の増になった理由。

それから、自動車借上料についてはいわゆるバスの廃止に基づく借上料なのかどうか、その理由についても併せてお願いします。

答（秘書人事） 予算書 137 ページ、3 款 1 項 1 目人事管理事業の 2 名増の理由でございますが、保健師 1 名と事務職 1 名を増しております。

その下、会計年度任用職員の報酬でございますが、10 名というふうで昨年度よりプラス 3 名となっております。産休育休の代替が 1 人、あと 4 款につけていた費目から、要は健康推進グループから共生推進グループに 2 名、家庭支援員のほうが異動になったことに伴う増でございます。

答（健康推進） 予算書 139 ページ、マシンスタジオ運営委託料の 2,561 万 5,000 円の削減の内容について御説明させていただきます。来年度からマシンスタジオの開館時間を利用実績の高い平日の午前 9 時から午後 5 時だけに見直しました。このことによりまして、令和 6 年度よりも 1 週間当たり 20 時間の削減等が図られましたことが大きな要因になるかと思います。公でやる理由につきまして、自治体が運営するトレーニングジムなど西三河 6 市の状況を確認しても、全ての自治体でそういったスポーツジム等は開設されております。本市ではいきいき広場の 1 か所でありますけど、複数箇所を開設している自治体もございました。マシンスタジオにつきましては、利用者の 7 割が 65 歳以上の高齢者であるということもあって、原点に立ち返って高齢者向けを中心に事業を継続することを考えておりまして、それ以外の一般の方の利用につきましては市内で充実してきました民間のジムなどを使っていただくことで、すみ分けを図っていきいたいと考えております。

答（地域福祉） いきいき広場管理運営事業の光熱水費減額の理由は電気代の値下げです。エヌ・エフ・ユーについては積算できませんので、全額エヌ・エフ・ユーさんが使った分もこちらに入っております。

それから修繕料ですが、来年度予定しているのが貯水槽の修繕、こちら経年劣化によるもので、このままにしておくと健康被害が出てくる可能性があるということでこちらを見直します。あとは 1 階の自動扉です。こちら劣化でオイル漏れしているので修繕を行います。あとは公用車を一括管理、地域福祉グループのほうで持っておりますので、こちらの公用車の車検点検代が大きなものになります。

あと、いきいき広場の駐車場借上料、プリペイドカードの利用が増えておりまして、いきいき広場のホールや会議室を使った大人数の会議をやる場合はプリペイドカードで精算していただいているんですけれども、こちらの使用実績がコロナ明けからどんどん増えて

まいりましたので、来年度、プリペイドカード購入分を令和6年度の2倍に増やしております。

あとは自動車借上料はバスの分は入っていません。公用車一括管理なので、いきいき広場で地域福祉グループが管理しているもの全部入っていますが、6年度と比べると1台分減っています。

問(13) 清掃委託料について答弁漏れがあったかと思うのと、あと光熱水費につきましてはエヌ・エフ・ユーさんは歳入のほうで入ってるってということなんでしょうか。そこだけ確認したいと思います。

それから141ページ、高浜市身体障害者福祉協会活動事業費補助金、これ逆にすごい減なんですけど、こういう補助金が減になるっていうのは特に福祉関係なのであんまり考えられないので何か大きな理由があるのかなと思いますので、理由のほうを教えてくださいたいのと。

その下の避難行動要支援者支援事業、個別避難計画作成業務委託料、これって委託はケアマネさんになるんですかね。高浜市の場合はどなたがやっていただく形になるのかについて教えてください。

答(地域福祉) いきいき広場の光熱水費、エヌ・エフ・ユー分については積算ができないので全額いきいき広場のほうで持っておりますので、使用料のほうにも入っておりません。

あと清掃は、総合サービスさんと清掃業務をやっておりますが、これの何が聞きたかったかはちょっと聞き取れなかったもので、もう一度お願いします。

あと避難行動要支援者業務委託に関しましては、障害者の事業所さんに個別支援計画の作成をお願いしていくものになります。

答(介護障がい) 身体障害者福祉協会活動事業費補助金の減額についてでございますが、こちら下の手をつなぐ育成会活動事業費補助金と合わせて今回、各団体と話し合いまして、それぞれの会の本来の活動趣旨が明確になるよう補助金の目的を再確認しております。

そもそも、各団体の会員向けの活動ではなく、会員でない市民に向けた啓発や勉強会、また会員でない市民も対象にしたイベントの開催などに補助金を活用していただき、会の活動を広く知っていただく機会となるよう補助金を活用していただくこととして各団体

と協議をしてございます。そういった形で見直しをし、各団体の補助金額に格差があったこともございまして各団体の上限額を揃えるものでございます。

問（13） 清掃委託料なんですけど、この資料番号 21 のところで当たるものがあるのか。これ総合サービスではないっていうことなんですか。ちょっとそれが分からなかったんで確認したかったということでございました。

それから、141 ページ、補助金、障害者共同生活援助事業費補助金、こちらも減の理由。

それから障害福祉サービス等給付金、障害児給付金の令和 7 年度の積算根拠、どういった積算に、どういう計算方式になっているのか具体的に教えていただけたらと思います。

答（福祉部） 先ほどのいきいき広場の清掃業務委託の関係ですけれども、資料番号 21 の真ん中よりちょっと上のあたりに地域福祉グループ、いきいき広場清掃管理等業務、1,715 万 2,000 円記載がございます。

答（介護障がい） 障害福祉サービス等給付費と障害児給付費の見込みでございますが、前々年度の下半期と前年度の上半期の実績見込みで見込んでおります。

問（13） そうなると、この清掃委託業はほかのところと同じく総合サービスから見積りを取った金額っていう理解でよろしいのかっていうところの確認をしたいと思います。

それから障害福祉サービス等給付金、障害児給付金の直近 3 年間の伸び率ってというのはいくつになるんでしょうか。今の御答弁でいくと伸び率が加味されてないんですけど、伸び率が加味されなかった理由について教えてください。

答（地域福祉） 清掃の見積りは総合サービスから頂いております。

答（介護障がい） 直近 3 年間の伸び率は手元に資料がございませんので答弁できませんけれども、7 年度の積算については伸び率は見込んでおりません。

問（13） 後でも結構ですので伸び率について直近 3 年間教えていただきたいのと。やはり伸び率を入れないことには、また補正予算出てくるんですけど、これ補正予算出ない前提でいいのかどうかお願いしたいと思います。

それから 143 ページ、成年後見人謝礼は増えてるんですけど、理由について教えていただきたいのと。

碧南高浜手話通訳者養成研修事業委託料が新たに計上されてるのと、その下の手話通訳者派遣サービス費が増額されてるんですけど、必要とされてる方がどれぐらい見えるのか、

委託料が新たに計上された理由について、それから費用対効果についても教えていただきたいと思います。

それから、扶助費の更生訓練費が減になった理由も併せてお願いしたいと思います。

委員長 今、倉田委員から費用対効果のお話ありましたが、まだ事業を実施していない部分もありますので、答えられる範囲で結構です。

答弁願います。

答（介護障がい） 先ほどの３年の伸び率が手元にございました。障害福祉サービスについては、３年平均で見ますと１０％程度の伸び率で推移しておりまして、障害児のほうで２５％程度の伸び率で推移をしておるものでございます。

続いて、成年後見人謝礼につきましては、次年度に２名対象者が見込まれるため増額とするものでございます。

手話通訳養成講座につきましては碧南高浜で２年に１回開催しておりますので、新規というよりは２年に１回交代で予算を計上させていただくものでございます。

手話通訳派遣サービスの人数については今すぐに探し切れてませんので確認をしますが、病院に行かれたり学校の行事に行かれたりするのに合わせて必要な事業でございますので、今年度、増えているかなという感じで見ております。

更生訓練費については、実績見込みで予算を計上しています。

問（１３） 予算を計上するってことは、それなりの根拠がありますのでそれを教えていただきたいと思います。

１４７ ページ、工事請負費の高浜老人ふれあいの家改修事業、こないだの全協で推進プランスケジュールで出てたと思うんですけど、それを確認しますと、いわゆる食事を作るような場所については全然計上されてなかったんですけど、今後それが計上されてくるのかどうか確認したいのと。あとその下の介護予防・生きがい活動支援事業のいきいきクラブ連合会活動事業補助金の増の理由についてお聞かせください。

それから、居宅介護支援対策事業の居宅介護用品等給付委託料、これ逆に減になっているのでこれについてお聞かせください。

答（健康推進） 予算書 １４７ ページ、高浜老人ふれあいの家改修工事に伴いますところで、食事が提供できる場所を今後用意していくのか予算計上していくかというようなお話だ

ったと思います。現時点では、令和 7 年度公共施設推進プランスケジュールのほうで、跡地活用・解体の検討と高浜中部老人憩の家はしていますが、こちらのふれあいの家につきましては、まずは宅老所の集約化を進めさせていただいて市内全域にありました宅老所をこちらに集約をして、安全・安心に使っていただけるような形で進めていきたいと思っております。その上で、今後利用者さんとかボランティアさんの話を伺いながら、必要があれば食事を提供するような場所を検討していきたいと思っております。

同じく 147 ページ、いきいきクラブ連合会事業費補助金の 144 万 1,000 円につきましては、対前年度 28 万 7,000 円ほど増えております。こちらは会員数のほうが令和 6 年度に比べまして 52 名ほど減少する見込みのため、クラブへの補助金は全体で 4 万円ほど減少しますが、令和 7 年度から市のバスが廃止されることに伴って、連合会が行っております事業のうちの大学講座と県のスポーツ大会など市外で行われますバスで参加する事業の経費として、新たなバス利用の補助金を 30 万円ほど増加したことによって増えております。

答（介護障がい） 居宅介護支援券の減額につきましては、過去 4 年間の平均購入率や過去 4 年間の利用率を基に算定をしております。

問（13） 149 ページ、電子計算機借上料が約 10 倍になっているのでその理由。

それから、機械器具費が新たに計上されているということで理由についてお聞かせいただきたいのと。

あと、その下の補助金で介護施設等整備事業費補助金、介護人材確保・育成等事業費補助金、これ令和 7 年度はどちらへの補助金になるのか、補助内容についても併せてお願いします。

答（介護障がい） 電子計算機借上料は減額になっております。機械器具費につきましては、介護保険調査票入力用のソフトウェアを新たに導入するというか、今使っているものが令和 7 年 12 月で使用できなくなることから新たに導入するものでございます。

それから、その下、介護施設等整備事業費補助金につきましては、特別養護老人ホーム高浜安立荘が大規模改修及び I C T 化に必要とする事業の補助でございます。

介護人材確保・育成等事業費補助金につきましては、市内の事業所が公開研修を実施するための補助金でございます。

問（13） 電子機器借上料はこれ 10 分の 1 でした。これ 10 分の 1 になった理由が分かればお願いしたいのと。

先ほどの補助金の 2 点なんですけど、これについては多分 146 ページの内訳を見ると、国県支出金の部分があるのかなと思うんですけど、そのあたりはどの程度、国とか県からの補助金があるのか。全額なのかどうなのかについて確認したいと思います。

それから、その下の障害者扶助料支給事業、市障害者扶助料支給費、これ逆に微減なんですけど障害者の扶助費が減るっていうのがなかなか理解できないもんですから、これ減った理由とかについてお聞かせいただきたいです。

自立相談支援事業等業務委託料、こちらについては多分実績に基づくものなのかなと思うんですけど、それにしてはだいぶ増えてるので、それほど必要性があるのかどうかについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、学習支援事業業務委託料につきましては、これいつも随契で契約同じとこにされてると思うんですけど、今回は逆に減ってるんですけど、これはその業者からの見積りということでよろしかったでしょうか、確認したいと思います。

答（地域福祉 主幹） 生活困窮者自立支援事業委託料につきましては人件費の増加によるものになります。また、学習支援事業業務委託料について減少している部分につきましては、人件費が高い職員が減って、安価なスタッフが増員したことによる減額と認識をしております。

答（介護障がい） 高浜安立荘の施設整備費の財源でございますが、県の 10 分の 10 の補助でございます。

それから公開研修の補助金につきましては、4 分の 3 の補助でございます。

それから、障害者扶助料でございますが、前々年度の下半期と前年度の上半期の実績で見込んでおるものでございます。

問（13） 障害者医療扶助費が減になってるので積算根拠について教えていただきたいのと。あとその下の逆に精神障害者の扶助費のほうは増えてるのかなと思うんですけど、この辺よく分からないので御説明いただきたいのと、積算根拠が分かればそちらで結構です。

それから、151 ページ、保険医療窓口業務委託料は逆に減になってるもんですから、減の理由についてお聞かせください。

それから、主要新規の子ども医療扶助費なんですけど、多分これまでの予算からするとこの金額でいいのかな、多分今度は高校生世代の入院費を足した金額になるかと思うんですけど、非常に私から見ると少ないと思うんですけど、この積算根拠についても教えていただけたらと思います。

答（市民窓口） 扶助費の積算根拠でございますが、障害者医療、精神障害者医療、どちらも令和５年９月から令和６年８月までの実績に基づき積算しているものでございます。

また、保険医療窓口業務委託については福祉医療と後期高齢者医療、あと国民健康保険の業務量に応じて案分しているものでございます。７年度につきましては後期高齢者医療の加入者が増加したことにより後期高齢者医療の業務割合が増加したため、福祉医療、一般会計の分の委託料が減額となったものでございます。

また、子ども医療扶助費につきましては、障害者医療、精神障害者医療と同様に令和５年９月から令和６年８月までの実績に高校生医療の入院費の４９５万円を足したものになっております。

問（１３） 子ども医療扶助費については、補正がこの間もずっとされてきてるんですけど、伸び率について加味されなかった理由についても教えていただきたいのと。

あと未熟児養育医療扶助費が約半分ぐらいになってるんですけど、これについても御説明をいただきたいのと。

あと母子家庭等医療扶助費、逆にこちらは増えてるので積算根拠、それから伸び率につきましても加味されているのか、どのようなものであるのか教えてください。

答（市民窓口） 子ども医療扶助費の伸び率は加味したのかっていうことですが、伸び率は特に見込んでおりません。

次に、未熟児の扶助費が半分ではないかというところですが、出生数が少なくなっておりますので、それに伴い未熟児も少なくなっているものでございます。

また母子家庭の扶助費につきましても直近１年、令和５年９月から令和６年８月までの実績に基づき積算したものでございまして、伸び率のほうは加味しておりません。

１２月定例会でも同様の質疑があり答弁いたしました、医療費につきましては感染症の流行により金額の増減が考えられますので、実績に基づき積算しているところでございます。

問（13） 実績に基づき積算した上で伸び率をなぜ加味しないのかなっていうところが分からなくて、そうするとまた補正が出てくるのかなと思うので。よほどのことが、感染症か何かがあったとかがなければこの金額でいいのかなと思うんですけど。そのあたりが私は補正で出すべきではないと思うので、でも今の考え方だと…。ちょっとよく分かりませんが説明があればお願いしたいです。

答（市長） 先生は超能力をお持ちかもしれませんが、私どもは伸び率といっても伸びる時の、例えば今年みたいにインフルエンザが流行るとか、そういう状況が変わるわけですよ。だから今までどおり実績に基づいて算定をしてると何遍も申し上げています。

超能力とか八卦見とかそういう力があれば別ですが、担当が答えたとおり、今までのような算定の仕方を考えていくということでございます。

問（13） 後期高齢者保健事業において、新たに4項目が今までないものを計上されておりますので、その理由についてお聞かせいただきたいのと。

国民年金費の職員もこちら増になっております。増になったっていうのは何か業務で多分増になると思うので、その増になった理由についてお聞かせいただきたい。特に2人から3人で今年度国民年金のほうへ配置換えしたばかりじゃないのかなと思うんですけど、そのあたりについてお聞かせください。

答（秘書人事） 153 ページ、3 款 1 項 14 目人事管理事業の3名ということで1名増の理由ですけども、もともと3名で計上しておりまして、昨年国保のほうで1名、年金のほうから増をさせていただきました。それが元に戻ったという形になってございます。

答（市民窓口） 質問の確認をもう一度お願いしたいのでお願いします。

委員長 倉田委員、先ほどの質問ですが、後期高齢者医療事業の部分で新たに4つ増えた事業っておっしゃったと思うんですけど、その事業を具体的に示してください。

問（13） 151 ページ、まず一番下の報償金、それから 153 ページの理学療法士報償金、管理栄養士報償金、講師謝礼、これは新たなものじゃないってことですか。私の見間違いなんでしょうか、そこがちょっとよく分からないのと。

あと今の国民年金のほうに配置換えして元に戻ったっていうんですけど、何で元に戻るのかよく分からないので何か業務が変わったのか、そのあたりの説明が欲しかったんです。お願いします。

答（市民窓口） 後期高齢者保健事業の報償金についてでございます。こちらにつきましては新たに教室のほうを開くことを予定しておりまして、理学療法士につきましては転倒予防の教室、管理栄養士については低栄養予防の教室、また講師謝礼につきましては口腔ケアについての教室を新たに実施する予定でございます。

答（秘書人事） 元に戻した理由でございますが、昨年度、国保のほうで休職者等がございました。あと月報のシステムが不具合を生じまして部内異動を行ったというところもありまして、この年金の1名を国保のほうに持っていく。それが正常運転に戻りましたのでこの3名のほうに戻したという理由でございます。

問（13） 155 ページ、主要新規6の重層的支援体制整備事業についてお聞きしたいと思います。これを見ると国が言っている居住支援については予算が計上されていないようなんですが、されるのかされないのか、どういうことなのかよく分からないのでその説明をお願いしたいのと。

あと、まぜこぜの居場所づくり支援業務委託料、それからその下のまぜこぜの居場所づくり活動費補助金、これが委託と補助金ということなんですけど、これは違うところに委託するんですか。どこへ委託するのか、どこへ補助金を出すのか、それから内容についてもよく分からないので御説明をいただきたいのと。

あと先ほどの翼小のモデルとした居場所づくりっていうのがよく分からないので御説明いただけるとありがたいです。

それから主要新規13ページの資料等（位置図等）ってあるんですけど、これを見るとまちづくり協議会とかはここに入ってきてないんですけど、入ってこないっていうことなんでしょうか、どうなんでしょうか、教えてください。

答（共生推進） 居住支援の関係ですが、来年度につきましては予算を計上する予定がございませんで、来年から本格的実施ですので居場所づくりだったり相談支援、そちらの必須事業のほうを重点的にやってまいる予定です。

委託につきましては、まだ委託先とかも決まっておりませんが、まぜこぜの居場所をPRするイベント等も開催を予定しております。

補助金については、まぜこぜの居場所となっていただけた居場所につきまして運営費の補助金ということで1か所当たり年3万円を予定しております。

あと、翼小学校区をモデルとした居場所づくりということで、誰でも来れる居場所を翼小学校区にまず作っていかうということで、この図の中にまち協さんが入っていないということだったんですが、地域団体と協力ということで一番右側の地域づくり事業の中に、まちづくり協議会という名前は入ってませんが、今現在、まぜこぜの居場所づくり実行委員会というのをやってまして、その中にはまち協さん入っていただけてます。今、開催中ですが、健康自生地のウォークラリー、こちら今年度は誰でも参加いただけるようにまぜこぜの居場所と協賛をしてやっておりますので、その中でも3月23日のイベントラリーの際にはまちづくり協議会さんに御協力いただいております。

問（13） ちょっと初めてのことでなかなかよく分からないことが多いんですけど、そうすると今のこの活動補助金っていうのは、今から募集をされるっていうことでいいのかっていう確認と。あと翼小モデルに対する費用っていうのがどこに当たるのかよく分からないんですけど、もしそれが今回の計上されている内容でここの部分がそうですということが分ければ教えていただきたいなと思います。

157 ページ、8の生涯現役まちづくり事業、これが多分全部新たに計上されてると思うんですけど、これが結局この資料の地域づくりの上から2番目のところになるんですけど、そうすると重層的支援の一部、生涯現役のまちづくり事業に対する費用なのかなと思うんですけど。ちょっとこの生涯現役のまちづくり事業というのが具体的にどういうものなのかよくイメージできないので教えていただきたいと思います。

答（共生推進） 活動補助金につきましては、今認定を開始したところです。まぜこぜの居場所として認定をされたところで補助が必要な団体さんに対して申請をいただいて補助をしていくものですから、特に今のままで市から補助金を頂かなくても運営できるよっていうふうであれば特に申請がないかなと思っております。

翼小学校区をモデルにした事業については予算をつけておりません。多分、これといった予算はありません。

あと、生涯現役のまちづくり事業ですが、一般会計に令和7年度からなっておりますが、令和6年度までは介護保険特別会計のほうで計上しておりました。内容としましては65歳以上の高齢者の介護予防事業で健康自生地であったり、ホコタッチの予算がこちらに入っております。

委員長 お諮りいたします。

審査の途中ですが、本日の審査はこれをもって打ち切りとして、明日 12 日、午前 10 時より再開いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、本日の審査はこれをもって打ち切り、12 日、午前 10 時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

委員長挨拶

散会 午後 5 時 3 分